

仙北市地域福祉計画

一人ひとりがささえつながる
幸福度の高いまちづくり



2024 ~ 2028

仙 北 市

◆ 目 次 ◆

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 地域共生社会の実現	2
3. 計画の位置づけと期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 関係計画等との関係	2
(3) 計画の期間	3
(4) SDGsの体系との関連性	3
(5) 第3期地域福祉計画について	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1. 人口構造等	5
(1) 仙北市の人口と世帯数の推移	5
(2) 出生の動向	7
2. 福祉施策の状況	8
(1) 障がい者支援	8
(2) 子育て支援	8
(3) 高齢者支援	9
(4) 低所得者支援	9
(5) 健康づくり	10
3. 要支援者の状況	11
(1) 障害者福祉	11
(2) 児童福祉	19
(3) 母子・父子福祉	24
(4) 高齢者福祉	30
(5) 介護保険	33
(6) 包括支援センター	36
(7) 生活保護・生活困窮者自立支援制度	40
(8) 民生委員・児童委員	42
第3章 地域福祉計画推進の考え方	43
1. 基本理念	43
2. 基本目標	43
3. 施策の体系	44
基本目標1. 「我がこと・丸ごと」包括的な支援体制づくり	46
(1) 相談支援体制の充実	
(2) 生活困窮者支援と地域での孤立防止の推進	
(3) 虐待への対応	
(4) 権利擁護支援の推進	
(5) 再犯防止への取組み	
基本目標2. 「住み慣れた地域で暮らす」安心・安全のまちづくり	49
(1) 地域の支え合い、見守り体制の強化	
(2) 福祉サービスの充実	
(3) 地域内での交流のための拠点整備	
(4) 災害時等に備えた地域づくり	
基本目標3. 「人と地域がつながる」持続可能な福祉環境づくり	52
(1) 公私協働の実現	
(2) 福祉教育の推進	
(3) 地域福祉推進のための人材育成	
(4) 他機関との連携	
4. 計画の推進体制	54
◆仙北市成年後見制度利用促進基本計画	55
◆仙北市再犯防止推進計画	58
資料	
地域福祉を支える関連機関一覧	62
介護保険事業所等一覧	66

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加を背景に、人と人のつながりがより希薄化していく時代背景の中、子育てや介護をしている家庭の孤立、高齢者や子ども、障がいがある方が抱えている生活課題は、さらに複雑化・深刻化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したこともあり、地域の通いの場など活動の中止や不要不急の外出の自粛など行動制限がある生活を送り続けた結果、フレイル（虚弱）や認知症が進行したケースも少なくありません。

このような状況をふまえ、国では、令和2年に社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正し、市町村は地域住民の複雑化・混合化した支援ニーズに対応する体制を整備するよう努めることになりました。

本市においても、現在行っている各種相談支援体制を生かしながら、各分野が連携、一体となり重層的な支援体制を整備することを見据え、庁内及び関係団体と横断的な連携を図ることとしています。

様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくため、仙北市地域福祉計画（第4期）を策定し、幸福度の高いまちづくりを目指します。

2. 地域共生社会の実現

仙北市地域福祉計画（第3期）では、「人と人がつながる共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、社会情勢の変化や新たな制度等に対応しながら、地域の福祉の推進を図ることを目的とし、福祉施策を実施してきました。

今期計画でも、理念の根底には「地域共生社会の実現」があり、前期計画に引き続き取り組んでいきます。

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我がこと』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

3. 計画の位置づけと期間

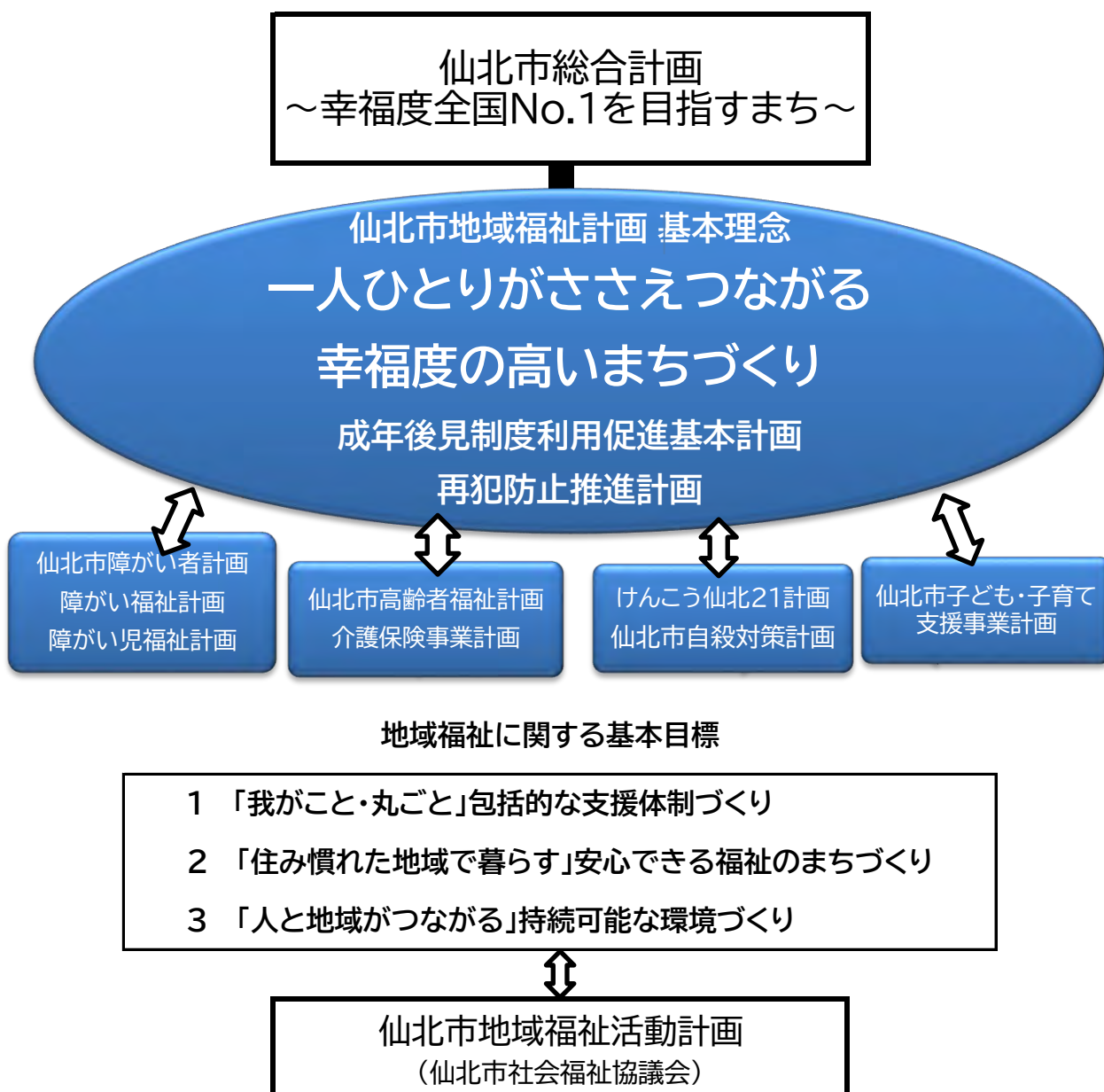
(1) 計画の位置づけ

社会福祉法（平成12年法律第111号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。

なお、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「再犯防止推進計画」を本計画に包含しています。

(2) 関係計画等との関係

本計画は、仙北市総合計画のもと、福祉等分野に関する各種計画の上位計画として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。



左記の各種個別計画とは、基本的な理念を共有するなどし、調和が図られた内容としますが、各計画においては、既に施策や取り組みが体系的に実践されていることや、社会福祉法等において計画に盛り込むべき事項として規定された内容を踏まえて、本計画に具体的に掲げる取り組み等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものととどめます。

また、各種個別計画と重なる部分については、その全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

なお、地域福祉の重要な担い手である仙北市社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は地域福祉を推進するための具体的な計画になります。地域福祉計画の理念や取り組みを実践する内容も含まれていますので、連携して取り組みます。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

なお、社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて期間中にも見直しを行います。

計 画 名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
地域福祉計画	第3期	第4期					第5期
仙北市障がい者計画	第3次	第4次					
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期		
仙北市高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期	第9期			第10期		
けんこう仙北21計画	第2期	第3期					
仙北市自殺対策計画	第1期	第2期					第3期
仙北市子ども・子育て 支援事業計画	第1期		第2期				
仙北市地域福祉活動計画 (仙北市社会福祉協議会)	第3期	第4期					第5期

(4) SDGsの体系との関連性

持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、誰一人取り残さない社会の実現に向け、国際社会全体が、経済・社会・環境の課題を総合的に解決することを目指しています。

仙北市は、2018年に「SDGs未来都市」に選定されたことから、市民と行政が協働しつつ、誰もが安心して住みたいと思えるまちづくりに取り組むことで、地域福祉の分野においては、「ゴール 3(全ての人に健康と福祉を)」や、「ゴール 10(人や国の不平等をなくそう)」、「ゴール11(住み続けられるまちづくりを)」の目標達成に寄与するとともに、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

仙北市地域福祉計画の関連目標



【仙北市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています】

(5) 第3期地域福祉計画について

第3期仙北市地域福祉計画は、平成30年に策定し、「人と人がつながる共生のまちづくり」を基本理念とし、5つの基本目標を掲げ取組んでいましたが、各課で策定している計画の上位計画の位置づけとなっており、理念型の計画のため、具体的な事業や数値目標の記載はありません。

そこで、全体として計画自体の内容と事業の実施状況を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の影響で思うように参集型の事業実施ができなかったことや、施策の周知不足、PR不足などがあり、広報誌だけではなく様々な周知方法を検討していく必要があることが課題としてあげられました。

また、近年、増加している孤独・孤立・引きこもりに対する支援強化、重層的支援体制の整備、障害や介護の枠組みにとらわれない共生型サービスの推進などが求められています。

第4期仙北市地域福祉計画は、こうしたこれまでの課題等への取組について第3章の基本目標の中で「現状と課題」として振り返り、「施策の方向性」で課題解決に向けた今後の施策を実現していくための基本的な取組の方向性を示しています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

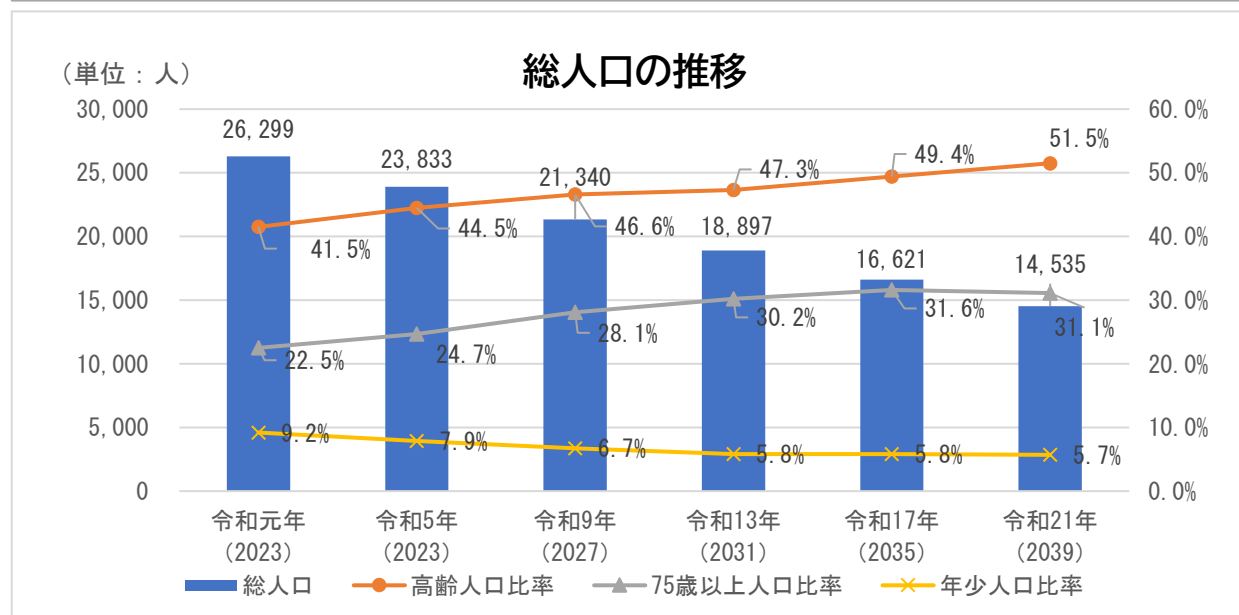
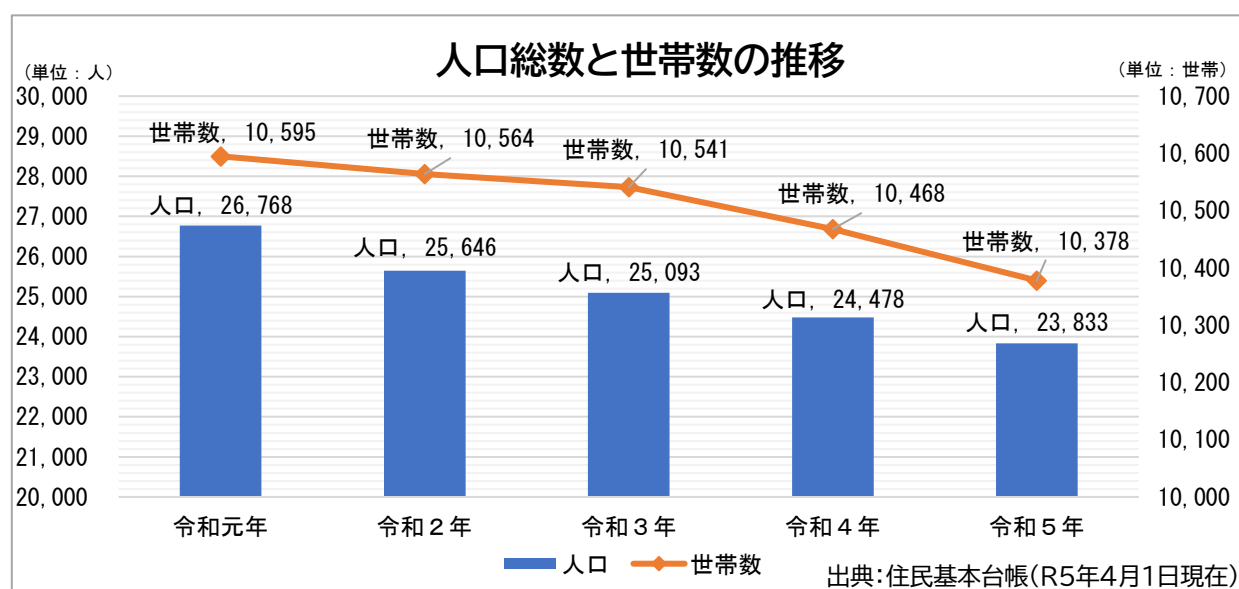
1. 人口構造等

(1) 仙北市の人口と世帯数の推移

○人口と世帯数の推移

平成17年9月20日仙北市が誕生したときの人口は、33,000人を超えていましたが、毎年2～3%近く減少していて、令和2年には26,000人、令和5年には24,000人を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況です。

世帯数も、人口と同じく減少の一途をたどっています。総人口の推移をみると、75歳以上の人口割合が増え続け、令和21年(2039年)には、50%を上回る見込みです。



○年齢別人口

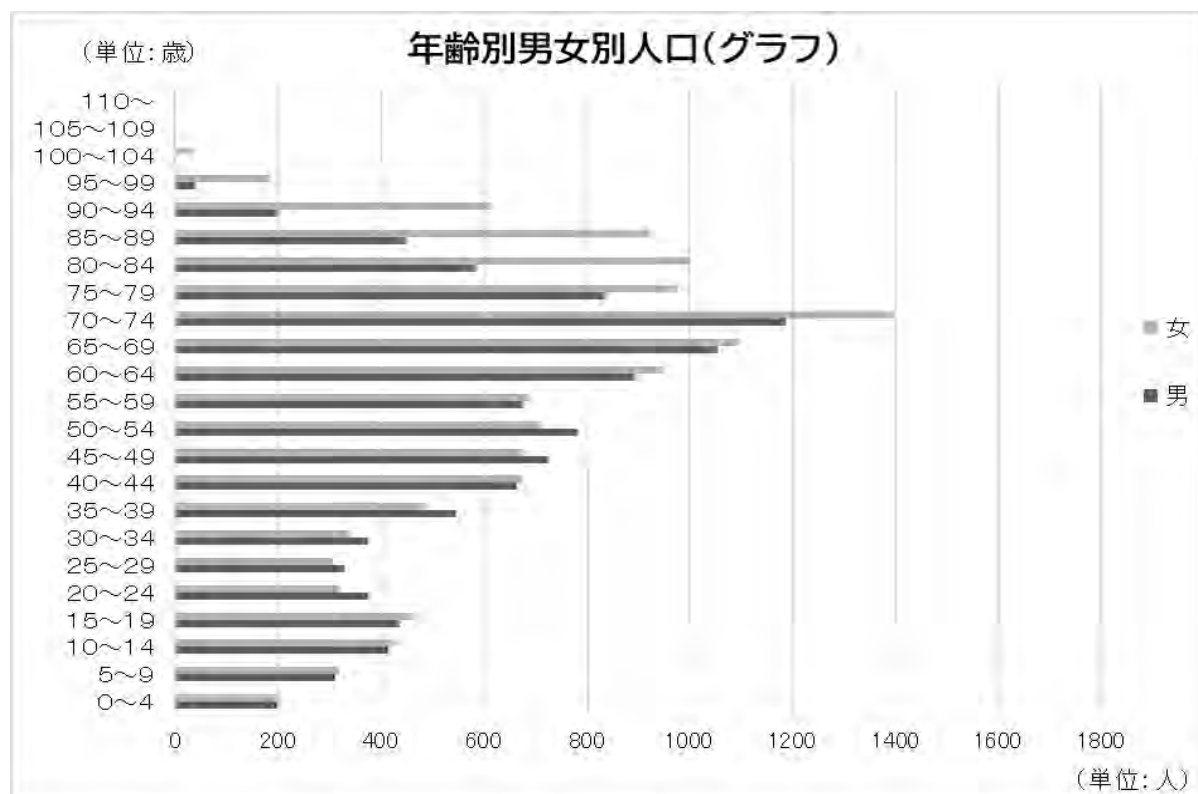
仙北市の人口構造は、70～74歳代が一番多く全体の10.8%を占めています。中でも70～74歳代の女性は全人口中最も多く5.9%にあたります。65歳以上の高齢者は10,562人で全体の約44.3%です。今後ますます高齢化は進んでいきます。

年齢別男女別人口(表)

(単位:人)

年齢	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39
男	198	310	413	436	374	327	374	546
女	204	319	427	463	319	301	339	484
計	402	629	840	899	693	628	713	1,030
年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79
男	664	725	782	676	893	1,054	1,185	836
女	674	677	710	688	948	1,096	1,396	976
計	1,338	1,402	1,492	1,364	1,841	2,150	2,581	1,812
年齢	80～84	85～89	90～94	95～99	100～104	105～109	110～	計
男	582	447	197	38	2	1	0	11,060
女	999	918	614	184	35	2	0	12,773
計	1,581	1,365	811	222	37	3	0	23,833

出典:住民基本台帳(R5年4月1日現在)



出典:住民基本台帳(R5年4月1日現在)

(2)出生の動向

○出生数の推移

出生数は、平成30年から100人を割り、その後も増減を繰り返しながらも、減少傾向にあります。今後、秋田県全体の出生数と同様に減少の傾向で推移すると予想されます。



出典:住民基本台帳(R5年4月1日現在)



2. 福祉施策の状況

(1) 障がい者支援

「仙北市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」(令和6年3月作成)に基づき、障がい者(児)、難病等の障がいのあるすべての人(以下「障がい者等」という。)の生活全般にわたり支援できる体制を整備し、障がい者等の自立に向けた環境づくりを推進します。

共生社会の実現、障がいへの理解促進、障がいの特性や性別、年齢への配慮など障害者基本計画の考え方を基本視点とし、「暮らす人、訪れる人 ともにいきいきとすごせる幸福度の高いまちを目指して」を計画の理念として、3つの目標を定め各施策を展開します。

目標1「生活支援」では、相談・情報提供の充実、健康づくりの推進、生活支援の推進を図るための各種施策を実施します。目標2「社会参加」では、育成支援、就労の促進、社会参加活動への参加促進を推進するための取り組みを進めます。目標3「地域のバリアフリー化と安心づくり」では、心のバリアフリーの推進、安心できる生活環境づくりの推進を図るための環境づくりに努めます。

関係者及び関係機関との連携や協働を推進し、市民、事業者、行政が一体となって障がい者等を支えるネットワークの構築を目指していくうえで、仙北市障害者総合支援協議会を中核として地域の障がい福祉に関するシステムづくりを推進しています。

(2) 子育て支援

「仙北市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月作成)に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施しています。「子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北」の理念のもと、①地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり、②子どもを健やかに生み育てる環境づくり、③たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり、④子ども・子育てにやさしい生活環境づくり、⑤子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、⑥子どもの安全・安心を守る環境づくり、⑦子どもの健やかな育ちを支える環境づくり、以上の7つの目標を掲げ、総合的に施策を展開しています。子ども・子育て支援の推進を図るため、①施設型給付、②地域型保育給付、③地域子ども・子育て支援事業により、多様化する保育ニーズに対し各種保育事業や放課後児童クラブ等の事業を実施しながら、次世代育成支援の推進も図っています。

(3)高齢者支援

「仙北市高齢者福祉計画」と「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業計画」(平成 30 年 3 月作成)に基づき、地域包括ケアの推進を念頭に、関連施策を推進しています。

高齢者福祉計画は、「笑顔・安心・支え合い」の理念のもと、目指す姿と目標を次の4つとしています。

1. 高齢者が健康でいきいきと活動し、「健康であることの喜びを実感するまち」を目指し、自立支援、介護予防・重度化防止を推進する。2. 若い世代から健康増進・介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図るまちを目指し、健康寿命の延伸に向けた健康増進事業を推進する。3. 高齢者が自立できるための施策や、介護予防・重度化防止に取り組むまちを目指し、地域包括ケアシステムを深化・推進する。4. 高齢者・障がい者子ども等、すべての市民が支え合い、必要な支援が包括的に提供される地域共生のまちを目指し、「地域共生のまち」を推進する。

これらについて、それぞれの目標のもと、重点項目に沿った各種施策・事業を展開しています。

介護保険事業計画は、「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」の理念のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策の推進という目標を掲げ、介護保険サービスの充実と円滑な運営の推進、地域支援事業の充実と円滑な運営の推進を図るため、各種施策を実施しています。

高齢者ができる限り要介護状態にならずに生き生きと地域で暮らせること、要介護状態になっても状態の悪化を防ぎ、できるだけ自立した生活を送れるように、介護保険制度の持続性を維持しつつ、地域の課題を「我がこと」ととらえ、地域「丸ごと」で解決に向けた連携の取り組みを推進しています。

(4)低所得者支援

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度のなかで、市が事業委託している市社会福祉協議会の「仙北市自立相談応援センター」において相談業務等により経済的困窮者の支援を実施しています。

生活保護受給世帯は人口減少とともに減ってきてはいますが、世帯数や人数の増減に関わらず、最後のセーフティーネットとして、最低限度の生活保障と自立の支援を目的として適切に実施しています。

(5)健康づくり

「第3期けんこう仙北21計画」(令和6年3月)に基づき「市民の健康寿命を延伸し、一人ひとりが優しさにあふれ、ともに支え合い生涯健康で心豊かに生活できる地域を実現する」という基本目標のもと健康づくりを推進していきます。

健康寿命の延伸を目指し(1)子どもから高齢者まですべての市民が取り組める健康づくり、(2)個人の行動変容と健康状態の改善(生活習慣病発症予防・重症化予防、こころやフレイル予防の健康づくり)(3)健康づくりを支える社会環境の充実の3つの基本方針に、9つの分野(妊娠・出産、栄養・食生活、身体活動と運動、休養とこころ、たばこ、アルコール、歯と口腔、健康管理、フレイル)ごとに生涯を経時的に捉えた健康施策を展開し、市民の健康増進の総合的な推進を図ります。

また「第2期仙北市自殺対策計画」(令和6年3月作成)に基づき、市民の自殺対策を推進します。仙北市の自殺死亡率の減少及び幸福度の上昇を目標に、①地域におけるネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④生きることの促進要因への支援、⑤子どものSOSの出し方に関する教育を基本施策としています。そのための重点施策として、①高齢者の自殺対策の推進、②生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上、③勤務問題に関わる自殺対策の推進、④子ども・若者向け自殺対策の推進、⑤女性に対する支援を行います。



3. 要支援者の状況

障 害 者 福 祉

(1) 障害者手帳の状況

障害者手帳： 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて手帳が交付される。

(3月31日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件	件	件
身体障害者手帳	1,526	1,433	1,356
療育手帳	233	236	230
精神障害者 保健福祉手帳	196	208	224
3種合計	1,955	1,877	1,810

①身体障害者手帳所有者の状況

(3月31日現在 単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	78	72	67
1級	29	26	13
2級	22	23	28
3級	11	9	9
4級	3	3	4
5級	4	4	5
6級	9	7	8
聴覚・平衡機能障害	102	99	97
1級	1	1	
2級	23	22	20
3級	11	11	11
4級	40	41	41
5級			
6級		24	25
音声・言語機能障害	21	24	22
1級			
2級	2	2	
3級	9	11	11
4級	10	11	11
5級			
6級			
肢体不自由	951	887	822
1級	194	179	51
2級	183	169	206
3級	182	168	181
4級	268	253	269
5級	80	76	78
6級	44	42	37
内部障害	374	351	348
1級	243	224	214
2級	6	6	3
3級	52	51	54
4級	73	70	77
5級			
6級			
合計	1,526	1,433	1,356

②身体障害者手帳等級別所有者数

(3月31日現在 単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 2 年度	467	236	265	394	84	80	1,526
令和 3 年度	430	222	250	378	80	73	1,433
令和 4 年度	278	257	266	402	83	70	1,356

③療育手帳児・者別所有者数

(3月31日現在 単位:人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 8 歳未満	32	26	27
1 8 歳以上	201	210	203
合 計	233	236	230

④療育手帳区分別所有者数

(3月31日現在 単位:人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A (重症心身・最重度・重度)	115	114	112
B (中度・軽度)	118	122	118
合 計	233	236	230

⑤療育手帳所有者の状況

(3月31日現在 単位:人)

区分	令和 2 年度						令和 3 年度						令和 4 年度					
	1 8 歳以上			1 8 歳未満			1 8 歳以上			1 8 歳未満			1 8 歳以上			1 8 歳未満		
	施設 入所	在宅	計	施設 入所	在宅	計	施設 入所	在宅	計	施設 入所	在宅	計	施設 入所	在宅	計	施設 入所	在宅	計
軽 度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2	43	45		11	11	4	39	43		10	10	2	38	40		11	11
	2	10	12	1	5	6	2	13	15	1	2	3	2	12	14	1	3	4
計	4	53	57	1	16	17	6	52	58	1	12	13	4	50	54	1	14	15
中 度	3	22	25		2	2	5	24	29		2	2	5	24	29	1	3	3
	4	10	14		4	4	4	13	17		3	3	4	12	16			
	7	32	39		6	6	9	37	46		5	5	9	36	45		3	3
重 度	12	22	34		2	2	14	21	35		3	3	15	22	37		3	3
	8	16	24	1	3	4	8	16	24	1	1	2	7	15	22	1	1	2
	20	38	58	1	5	6	22	37	59	1	4	5	22	37	59	1	4	5
最 重 度	11	11	22				12	11	23				11	10	21			
	10	13	23		3	3	10	12	22		2	2	11	11	22		2	2
	21	24	45		3	3	22	23	45		2	2	22	21	43		2	2
重 症 心 身		1	1					1	1					1	1			
		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1
		2	2		1	1		2	2		1	1		2	2		1	1
総 数	28	99	127		15	15	35	96	131		15	15	33	95	128	1	17	18
	24	50	74	2	15	17	24	55	79	2	9	11	24	51	75	2	7	9
	52	149	201	2	30	32	59	151	210	2	24	26	57	146	203	3	24	27
	233						236						217					

⑥療育手帳申請等の状況

(3月31日現在)

	新規申請	再交付	返還	諸変更	計
	件	件	件	件	件
令和2年度	5	20	22	16	63
令和3年度	2	21	19	5	47
令和4年度	6	21	25	10	62

⑦精神障害者保健福祉手帳所有者数

(3月31日現在 単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件	件	件
1 級	47	51	51
2 級	117	121	129
3 級	32	36	44
合 計	196	208	224

(2) 障害者総合支援

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方々が、地域でいきいきと安心して暮らせるよう障害者総合支援法に基づき「自立支援給付」を中心とした総合的なサービスを提供する。

1) 自立支援給付

①障害支援区分認定者数の状況

(3月31日現在、単位:人)

区 分	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計
非 該 当															
区 分 1		1	1		2	1	1	2		4	1	1	3	1	6
区 分 2	1	6	8		15	1	8	7		16	1	9	10		20
区 分 3	2	12	8		22	2	16	8		26	3	15	7		25
区 分 4	4	21	3		28	3	22	4		29	3	20	5		28
区 分 5	5	31	1		37	5	27			32	4	29			33
区 分 6	15	25			40	14	30			44	15	31			46
合 計	27	96	21		144	26	104	21		151	27	105	25	1	158

②障害福祉サービス給付の状況

(3月31日現在、単位：人)

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計
訪問系サービス	11	3	10		24	11	4	12		27	9	4	13	1	27
居宅介護	5	3	10		18	4	4	12		20	4	4	13	1	22
重度訪問介護	3				3	3				3	2				2
行動援護															
同行援護	3				3	4				4	3				3
重度障害者等包括支援															
日中活動系サービス	32	153	37		222	33	161	36		230	38	167	40		245
生活介護	18	85	5		108	16	87	4		107	16	89	4		109
自立訓練（宿泊型）		1			1		1	1		2	2				2
自立訓練（機能訓練）															
自立訓練（生活訓練）		2			2		2	1		3		1	1		2
就労移行支援			1		1	1				1	1	1	1		3
就労継続支援（A型）													1		1
就労継続支援（B型）	4	38	20		62	4	42	23		69	4	45	23		72
療養介護	3				3	4				4	5				5
短期入所	7	27	11		45	8	29	7		44	10	31	10		51
居住系サービス	14	65	9		88	12	65	11		88	13	68	10		91
共同生活援助	4	12	8		24	3	12	8		23	4	15	7		26
施設入所支援	10	53	1		64	9	53	3		65	9	53	3		65
サービス利用計画作成費	32	129	42		203	35	133	41		209	34	137	44	1	216
合 計	537					554					579				

※障害児通所給付（児童福祉法に基づくサービス）の状況

(3月31日現在、単位：人)

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計	身	知	精	難病	計
障害児通所支援					17					19					19
児童発達支援		1			1	1	2			3		2			2
医療型児童発達支援															
放課後等デイサービス	2	12	2		16	1	12	3		16	1	13	2		16
保育所等訪問支援												1			1
サービス利用計画作成費	3	12	2		17	2	14	3		19	1	16	2		19
合 計	34					38					38				

③自立支援医療の状況

○更生医療

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	39	35	43

○精神通院医療

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	397	413	437

④補装具の交付及び修理の状況

(単位：件)

品目		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	義手	1				1	1
	義足	3	3		2	1	5
装具	下肢型	4	3	2	3	5	4
	靴型			1		1	
座位保持装置							
盲人安全つえ							
義眼							
眼鏡				2		1	
補聴器	高度難聴用ポケット型			1	1	2	
	高度難聴用耳掛型	9	4	5	3	3	1
	重度難聴用ポケット型				1		
	重度難聴用耳掛型	1		2	1	5	
	その他						
人工内耳							1
車いす	普通型	1	4	1	8		4
	その他	1			1	2	
電動車いす		1			1	2	1
座位保持いす							
起立保持具			2				
歩行器						1	
頭部保持具							
排便補助具							
歩行補助つえ							
重度障害者用意思伝達装置							
合計		21	16	14	21	24	17

2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、仙北市と近隣市町村、秋田県が協力して地域の実情に応じた事業を行う。

①仙北市障害者等相談支援事業

内容：障がい福祉に関する相談支援事業を一部委託する。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	1	1	1
相談総数	1,488	1,503	1,714

事業所名	住所	電話番号
指定相談支援事業所 愛仙	仙北市西木町西荒井字番屋94-1	0187-47-2102

②仙北市聴覚障害者等コミュニケーション支援事業

内容：聴覚、言語、音声などの障がいがある方へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間延べ件数	14	8	16

③仙北市重度障害者等日常生活用具給付等事業

内容：日常生活支援のための用具を給付する。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具	1	0	0
自立生活支援用具	3	1	0
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	9	10	8
排泄管理支援用具	613	670	657
住宅改修費	1	1	0
年間利用件数	630	685	668

④仙北市福祉ホーム事業

内容：福祉ホームの利用に対し、施設に支援する。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者延べ人数	0	0	0

⑤仙北市障害者訪問入浴サービス事業

内容：入浴車により在宅で入浴サービスを提供する。

(単位：件)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	身	知	精	計	身	知	精	計	身	知	精	計
年間延べ件数	143			143	101			101	77			77

⑥仙北市日中一時支援事業

内容：家族の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供し支援する。

(単位：回、人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計	実人数	計	実人数	計	実人数
日中一時支援	2,096	28	2,033	28	1,629	28

⑦仙北市生活サポート事業

内容：障害支援区分非該当の方にヘルパーを派遣する。

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	身	知	精	計	身	知	精	計	身	知	精	計
年間利用実人数				0				0				0

⑧仙北市声の広報等発行事業

内容：視覚などに障がいのある人に声の広報を届ける団体に補助する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助団体数	2	2	2
会員数 (人)	14	13	13
利用者数 (人)	12	9	9

⑨仙北市障害者自動車運転免許取得費助成事業

仙北市身体障害者用自動車改造費助成事業

内容：障がいのある人が就労や社会参加のため運転免許取得や車の改造に要する費用に対し助成する。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自動車運転免許取得費助成事業	3	2	2
自動車改造費助成事業	0	1	0

(3) 特別障害者手当

(単位：円)		令和3年4月から	令和4年4月から
特別障害者手当	20歳以上の在宅者で、重度身体障がい又は重度知的障がいなどで常時介護を要するものに支給する。	27,350	27,300
障害児福祉手当	20歳未満の在宅児で、重度身体障がい又は重度知的障がいなどで常時介護を要する児に支給する。	14,880	14,850
福祉手当 (経過措置)	従来の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給できない者に支給される。	14,880	14,850

①特別障害者手当等受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人	人	人
特別障害者手当	82	80	67
障害児福祉手当	11	8	8
福祉手当 (経過措置)	1	1	1
合 計	94	89	76

②特別障害者手当諸申請件数

	新 規		喪 失		死 亡		却 下		計
	特障	障害児	特障	障害児	特障	障害児	特障	障害児	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
令和2年度	18		3		10		5	1	37
令和3年度	16	1	9	2	8		5		41
令和4年度	15		6		22		1		44

③特別障害者手当等支給状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延月数	支給総額	延月数	支給総額	延月数	支給総額
	月	円	月	円	月	円
特別障害者手当	986	26,943,700	972	26,584,200	881	24,058,800
障害児福祉手当	172	2,556,660	112	1,666,560	94	1,396,320
福祉手当 (経過措置)	12	178,380	12	178,560	12	178,260
計	1,170	29,678,740	1,096	28,429,320	987	25,633,380

児 童 福 祉

(1) 家庭児童相談状況

(単位：件)

相 談 内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養 護 相 談	59	46	61
(虐 待 相 談)	(50)	(40)	(56)
(そ の 他)	(9)	(6)	(5)
保 健 相 談	1	4	2
障 害 相 談 (知的障害等)	11	10	6
非 行 相 談	3	1	
育 成 等 相 談	30	44	56
(性 格 行 動)	(26)	(42)	(55)
(不 登 校)	(1)		(1)
(適 性)	(1)		
(育児・しつけ)	(2)	(2)	
そ の 他 の 相 談	5	15	13
合 計	109	120	138

※ 家庭相談員…子どもの健やかな成長と安定した生活ができるよう指導助言を行う。

(2) 療育訓練事業

幼児健康診査や巡回相談等で、発達に指導の必要を認められた仙北市在住の就学前児童に
適応性訓練並びに身辺自立訓練を行うとともに、保護者の療育知識、技術の向上を図る。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参 加 人 数	9人	14人	12人

(3) 児童手当の状況

0歳以上15歳に到達してから最初の年度末（3月31日）までの間にある日本国内に居住する児童（留学中を除く）を養育している日本在住の養育者に対して、子ども一人につき 0歳～3歳未満（所得制限あり） 15,000円

3歳～小学校終了前（所得制限あり）

（第1子・第2子） 10,000円

（第3子以降） 15,000円

中学生（一律） 10,000円

特例給付 5,000円 を支給した。

※令和4年6月分から、受給者の所得が所得制限額を超過した場合は「特例給付」、所得上限限度額を超過すると支給対象外となった。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度
0 歳から 3 歳未満	被 用 者	延支給対象児童数	2,117人	1,866人
		支 給 額	31,755,000円	27,990,000円
	非 被 用 者	延支給対象児童数	440人	386人
		支 給 額	6,600,000円	5,790,000円
	特 例 給 付	延支給対象児童数	26人	20人
		支 給 額	130,000円	100,000円
3 歳以上 小学校修了前	被 用 者	延支給対象児童数	11,403人	10,672人
		支 給 額	120,400,000円	112,950,000円
	非 被 用 者	延支給対象児童数	2,223人	1,946人
		支 給 額	23,805,000円	20,850,000円
	特 例 給 付	延支給対象児童数	242人	191人
		支 給 額	1,210,000円	955,000円
小学校修了後 中学校修了前	被 用 者	延支給対象児童数	4,999人	4,730人
		支 給 額	49,990,000円	47,300,000円
	非 被 用 者	延支給対象児童数	899人	817人
		支 給 額	8,990,000円	8,170,000円
	特 例 給 付	延支給対象児童数	50人	55人
		支 給 額	250,000円	275,000円
合 計		延支給対象児童数	22,399人	20,683人
		支 給 額	243,130,000円	224,380,000円

(4) 児童扶養手当の状況

ひとり親家庭の児童（父母の離婚や死亡等）および父母の障害等による養育を受けられない児童を監護する父、もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に支給する。支給対象となる児童は、18歳に到達して最初の3月31日までの児童又は20歳未満で、政令の定める程度の障害状態にある児童をいう。なお、前年の所得額が一定限度額を超えている場合は支給停止がある。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受 給 者 数	229人	219人	192人
支 給 額	113,880,590円	105,029,130円	94,494,350円

		令和2年4月1日以降	令和4年4月1日以降
手当（月額）	1人目	43,160～10,180円	43,070～10,160円
	2人目	10,190～5,100円	10,170～5,090円
	3人目以降	6,110～3,060円	6,100～3,050円

(5) 特別児童扶養手当の状況

障害のある20歳未満の児童を監護する父、若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給する。なお、前年の所得額が一定限度額を超えている場合は支給停止がある。児童が児童福祉施設に入所している場合、日本国内に住所を有しない場合は対象にならない。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受 給 者 数	79人	81人	85人

区 分		令和2年4月1日以降	令和4年4月1日以降
手当（月額）	1 級	52,500円	52,400円
	2 級	34,970円	34,900円

(6) 保育園等の状況

① 保育実施状況

(令和5年3月1日現在 単位：人)

施設名		年齢区分	認定 区分 (号)	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	計
認定こども園	私立だしのこ園	2・3		99	11	16	9	21	23	20	100	104
		1		9				1	1	2	4	
	私立神代こども園	2・3		78	9	12	10	15	14	19	79	79
		1		9								
	私立にこにここども園	2・3		74	8	11	11	9	16	18	73	75
		1		6				1		1	2	
	私立ひのきないこども園	2・3		26		4	4	4	4	5	21	21
		1		6								
	私立角館こども園	2・3		154	18	22	27	30	29	31	157	162
		1		14				1		4	5	
認可保育所	市立白岩小百合保育園	2・3		60	3	4	4	6	9	9	35	35
	市立角館西保育園	2・3		60	3	3	5	10	6	4	31	31
	市立中川保育園	2・3		30	2	1	3	2	2	3	13	13
小 計		2・3		625	54	73	73	97	103	109	509	520
		1						3	1	7	11	
他の 保育 施設	事業所内保育施設			11	1	1	1		1	1	5	5
	家庭的保育施設		3	3								
	小 計			14	1	1	1		1	1	5	5
合 計				639	55	74	74	100	105	117	525	525

※：広域入所児童数含む

※認定区分

1号	3歳以上で教育を受ける子ども
2号	3歳以上で保育が必要な子ども
3号	3歳未満で保育が必要な子ども

※ 福祉行政報告例

広域入所受託児童一覧参照

② 一時保育事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難な乳幼児を預かる事業。

実施施設	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		利用児童数（延人数）			利用児童数（延人数）			利用児童数（延人数）		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
認定こども園 だしのご園	3歳未満児	43人		44人	13人		13人	53人	2人	55人
	3歳以上児	1人								
認定こども園 神代こども園	3歳未満児	6人		6人	8人	5人	15人	8人		8人
	3歳以上児					2人				
認定こども園 角館こども園	3歳未満児	27人		46人	23人	3人	26人	13人	5人	27人
	3歳以上児		19人					9人		
認定こども園 にこにここども園	3歳未満児	10人		11人	1人		1人	2人		2人
	3歳以上児	1人								
認定こども園 ひのきないこども園	3歳未満児	9人		9人					4人	4人
	3歳以上児									
合 計	3歳未満児	95人		116人	45人	8人	55人	76人	11人	96人
	3歳以上児	2人	19人			2人		9人		

（7）子育て支援拠点事業

子育てに関する情報提供、育児不安等についての相談指導や、子育てサークルの育成支援などを行うほか、未就学児の親子を対象とした集いの広場を開催する。

名 称 指定施設	開 設 年 度	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		集いの 広場等 実施回数	相談件数		集いの 広場等 実施回数	相談件数		集いの 広場等 実施回数	相談件数	
			電話	面接		電話	面接		電話	面接
だしっこルーム 認定こども園だしのご園	平成17年度	36回			48回			31回		
わいわい広場 認定こども園神代こども園	平成15年度	36回			25回			38回		
おひさまルーム 認定こども園角館こども園	平成18年度	21回			14回	7件	2件	24回		5件
なかよしルーム 認定こども園にこにここども園	平成18年度	32回		4件	22回	3件		32回		1件
さくらんぼルーム 認定こども園ひのきないこども園	平成16年度	25回		1件	23回	3件		11回		
さくらッコ 子育て拠点施設	平成26年度	38回			129回	4件	3件	35回		3件
合 計		188回		5件	261回	17件	5件	171回		9件

母 子 ・ 父 子 福 祉

(1) 母子家庭の状況

①母子世帯数の推移

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	301	298	272

②年齢別世帯数

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R2年度		15	102	153	28	3	301
R3年度		19	96	144	34	5	298
R4年度		16	77	140	36	3	272

③母の就労状況

(各年度8月1日現在 単位：人)

年度	自 営	常 勤	内職・ 日雇等	無 職	不 明	計
R2年度	10	253		16	22	301
R3年度	13	242		18	25	298
R4年度	9	225		18	20	272

④児童の状況

(各年度8月1日現在 単位：人)

年度	就学前	就学							就業	無職	その他	計
		義務教育			高校 高専	短大	大学	専修学 校 その他				
		小学校	中学校	小計								
R2年度	62	103	85	188	111	3	7	6	10	2	31	420
R3年度	57	110	87	197	98	3	7	4	12	1	32	411
R4年度	41	99	78	177	96		4	3	12	2	39	374

⑤母子世帯になった原因

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	死 別					離婚	遺棄	行方不明	未婚の母	配偶者障害	その他	計
	病死	交通事故	産業災害	その他	小計							
R2年度	18	1		5	24	241	1		21	1	13	301
R3年度	15	1		4	20	232	1		24	1	20	298
R4年度	14	1		4	19	217	1		20	1	14	272

⑥公的年金・生活保護等の受給状況

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	公 的 年 金					生 活 保 護		
	受給している	内 訳				受給している	内 訳	
		児童扶養手当	児童手当	遺族年金	その他		医 単	併 給
R2年度	271	288	251	23	29	7		7
R3年度	252	191	189	20	28	7		7
R4年度	221	246	217	18	33	7		7

※内訳の各項目は実数のため、1人の受給者が重複して計上されることもあることから、「受給している」欄の数値と各項目の合計は一致しない。

⑦母子生活支援施設入所状況

(各年度4月1日現在)

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
世 帯 数	1世帯	0世帯	0世帯	1世帯
人 員	2人	0人	0人	3人

(2) 父子家庭の状況

①父子世帯数の推移

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	55	50	48

②年齢別世帯数

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R2年度			9	24	15	7	55
R3年度			9	21	13	7	50
R4年度		1	7	22	10	8	48

③父の就労状況

(各年度8月1日現在 単位：人)

年度	自 営	常 勤	内職・ 日雇等	無 職	不 明	計
R2年度	9	36	2	2	6	55
R3年度	6	35	1	2	6	50
R4年度	6	34		2	6	48

④児童の状況

(各年度8月1日現在 単位：人)

年度	就学前	就学							就業	無職	その他	計
		義務教育			高校 高専	短大	大学	専修 学校 その他				
		小学校	中学校	小計								
R2年度	4	15	13	28	30		2	1	4		7	76
R3年度	3	17	12	29	22	1	1	1	4		11	72
R4年度	3	16	10	26	20			2	4		15	70

⑤父子世帯になった原因

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	死 別					離婚	遺棄	行方不明	未婚の父	配偶者障害	その他	計
	病死	交通事故	産業災害	その他	小計							
R2年度	3			2	5	42				1	7	55
R3年度	3			2	5	37				1	7	50
R4年度	3			2	5	36					7	48

⑥公的年金・生活保護等の受給状況

(各年度8月1日現在 単位：件)

年度	公 的 年 金					生 活 保 護		
	受給している	内 訳				受給している	内 訳	
		児童扶養手当	児童手当	遺族年金	その他		医 単	併 給
R2年度	45	42	29	3	6			
R3年度	37	26	22	4	6			
R4年度	31	22	29	4	7			

※内訳の各項目は実数のため、1人の受給者が重複して計上されることもあることから、「受給している」欄の数値と各項目の合計は一致しない。

(3) 母子父子相談員の相談指導状況

(単位：件)

区 分			R2年度	R3年度	R4年度
生活一般	住 宅			6	
	医療・健康	病 気		3	7
		障 害			
		その他		1	
	家庭紛争	夫等の暴力			
		その他			
	就 労	求職・転職			
		資格取得・職業訓練	2	1	1
		職場の悩み			
		その他			
	結 婚				
養育費		1		1	
借 金					
その他		2	7	22	
小 計		5	18	31	
児 童	養 育	保育所入所			
		虐 待	1		
		そ の 他	1	6	
	教 育		1	5	9
	非 行				
	就 職				
	その他				
	小 計		3	11	9
経済的支援・生活援護	母子父子寡婦福祉資金	貸 付	15	7	7
		償 還			
	公的年金				
	児童扶養手当		20	19	6
	生活保護				
	税				
	そ の 他		1	1	
	小 計		36	27	13
その他	売店設置（法第25条）				
	たばこ販売（法第26条）				
	母子世帯向公営住宅（法第27条）				
	母子福祉施設の利用				
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）				
	小 計				
合 計			44	56	53

※ 母子父子自立支援員…母子父子家庭の相談、自立に必要な情報提供及び指導等を行う。

(4) 児童福祉施設入所状況（令和5年4月1日現在）

①知的障害児施設

所在地	施設名	入所者数
秋田市	若竹学園	2人
合計	1施設	2人

②児童養護施設

所在地	施設名	入所者数
横手市	県南愛児園	2人
合計	1施設	2人

③児童自立支援施設

所在地	施設名	入所者数
秋田市	千秋学園	1人
合計	1施設	1人

④乳児院

所在地	施設名	入所者数
秋田市	秋田赤十字乳児院	1人
合計	1施設	1人

⑤医療型障害児入所施設

所在地	施設名	入所者数
秋田市	秋田県立医療療育センター	1人
合計	1施設	1人

高 齢 者 福 祉

(1) 令和4年度 高齢者福祉主要施策

事業名	事業内容	対象者	費用徴収
老松荘運営 管理事業	高齢者の憩いの場を提供する。		
梅園維持 管理事業	高齢者が積極的に社会参加することを目的として寄進された梅園の維持管理をする。		
敬老祝い金 支給事業	9月15日の基準日に満80歳を迎えた方々と100歳の誕生日を迎えた方へ祝金を支給する。 80歳へ 5,000円 100歳へ 100,000円	仙北市に支給日以前引き続き3年以上居住している対象年齢の方	
緊急通報装置給付・貸付事業	在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、容易に通報できる装置を貸与する。	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、重度身体障害者等	設置、取外しは無料 利用料は月600円
介護タクシー利用助成事業	介護保険適用外の利用となる医療機関への入退院及び通院等のため、市内事業所が提供する介護タクシーを利用した場合に費用の一部を助成する。	要介護度3以上の認定を受けた在宅の要介護者	介護タクシー利用にかかった費用の2分の1を助成
高齢者共同生活(相互援助ホーム)支援事業	冬期間(11月から翌年4月まで)、家庭の事情により養護を必要とする高齢者に対して、一時的に施設において養護することにより、高齢者及びその家族の日常生活を支援する。	仙北市に居住し65歳以上の高齢者で、家庭の事情により養護を必要とする者等	使用料1日2,300円
高齢者生きがい通所事業	高齢者が、仙北市多世代交流施設を活用し生きがい感の高揚や永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できる状態を維持することを支援する。	おおむね65歳以上の高齢者で介護保険法によるサービス非該当の者	使用料1回300円

(2) 年齢別高齢者の状況

(3月31日現在) (単位：人)

年度	区分/年齢	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合計
R2	男	1,113	1,279	701	635	460	173	40	3	4,404
	女	1,195	1,436	908	1,054	968	583	169	28	6,341
	計	2,308	2,715	1,609	1,689	1,428	756	209	31	10,745
R3	男	1,059	1,292	744	594	460	180	39	3	4,371
	女	1,143	1,420	939	1,036	949	601	176	31	6,295
	計	2,202	2,712	1,683	1,630	1,409	781	215	34	10,666
R4	男	1,054	1,184	838	580	448	197	38	3	4,342
	女	1,095	1,398	973	999	918	615	184	37	6,219
	計	2,149	2,582	1,811	1,579	1,366	812	222	40	10,561

① 65歳以上人口

(3月31日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (人)	25,084	24,480	23,835
65歳以上人口 (人)	10,745	10,666	10,561
比率 (%)	42.84%	43.57%	44.31%

② 65歳以上のひとり暮らしと高齢者のみの世帯の状況

(7月1日現在 単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひとり暮らし世帯	2,022	2,142	2,342
高齢者世帯	1,530	1,533	1,624

※施設等入所者を除く

(3) 敬老祝い金事業

※9月15日の基準日に満80歳を迎えた方々と100歳の誕生日を迎えた方へ祝金を支給する。

敬老祝い金対象者数

祝 い 金		令和2年度	令和3年度	令和4年度
80歳	5,000 円	376 人	333 人	322 人
100歳	100,000 円	10 人	20 人	18 人

(4) 介護予防・生活支援事業の状況

事 業	実利用者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者共同生活支援事業	10 人	7 人	9 人
生きがい通所支援事業	15 人	18 人	15 人
緊急通報給付・貸与事業	35 人	32 人	35 人
外出支援サービス事業	人	人	人
介護タクシー利用助成事業	22 人	23 人	19 人

(5) 老人クラブの状況

(3月31日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
60歳以上の人口	12,727 人	12,609 人	12,400 人
老人クラブ数 (クラブ)	36	33	31
老人クラブ会員数	994 人	872 人	785 人
老人クラブ加入率	7.81 %	6.92 %	6.33 %

介 護 保 険

(1) 要介護認定関係

①申請受付数 (単位：人)

年度	区 分	新 規	更 新	変 更	計
R2	第 1 号	463	553	294	1,310
	第 2 号	17	15	0	32
	総 数	480	568	294	1,342
R3	第 1 号	434	953	296	1,683
	第 2 号	15	21	1	37
	総 数	449	974	297	1,720
R4	第 1 号	493	940	332	1,765
	第 2 号	11	19	2	32
	総 数	504	959	334	1,797

②認定者数 (3月31日現在 単位：人)

年度	区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R2	第 1 号	200	245	547	345	264	351	246	2,198
	第 2 号	2	3	11	12	6	6	6	46
	総 数	202	248	558	357	270	357	252	2,244
R3	第 1 号	210	229	547	356	238	342	252	2,174
	第 2 号	1	3	11	10	4	10	6	45
	総 数	211	232	558	366	242	352	258	2,219
R4	第 1 号	206	247	540	360	251	319	237	2,160
	第 2 号	2	4	9	9	5	7	6	42
	総 数	208	251	549	369	256	326	243	2,202

③居宅サービス利用者数 (3月31日現在 単位：人)

年度	区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R2	第 1 号	46	79	344	227	147	183	95	1,121
	第 2 号	1	2	10	6	3	5	3	30
	総 数	47	81	354	233	150	188	98	1,151
R3	第 1 号	52	74	338	240	120	194	83	1,101
	第 2 号	0	3	5	7	3	5	2	25
	総 数	52	77	343	247	123	199	85	1,126
R4	第 1 号	59	89	323	226	139	140	80	1,056
	第 2 号	0	4	5	7	3	4	1	24
	総 数	59	93	328	233	142	144	81	1,080

④地域密着型サービス利用者数

(3月31日現在 単位：人)

年度	区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
R2	第1号	2	2	127	96	55	42	31	355
	第2号	0	0	4	1	1	0	0	6
	総 数	2	2	131	97	56	42	31	361
R3	第1号	0	3	126	96	38	36	32	331
	第2号	0	0	3	1	0	1	0	5
	総 数	0	3	129	97	38	37	32	336
R4	第1号	1	6	110	84	45	32	25	303
	第2号	0	0	1	1	0	0	0	2
	総 数	1	6	111	85	45	32	25	305

⑤施設サービス利用者数

(3月31日現在 単位：人)

年度	区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
R2	第1号	178	239	0	417
	第2号	1	8	0	9
	総 数	179	247	0	426
R3	第1号	179	240	0	419
	第2号	2	10	0	12
	総 数	181	250	0	431
R4	第1号	185	226	0	411
	第2号	1	9	0	10
	総 数	186	235	0	421

⑥サービス利用者割合

(3月31日現在 単位：人、%)

区分 年度	認定者総数	サービス利用者総数	サービス未利用者数	サービス利用率
R2	2,244	1,938	306	86.4%
R3	2,219	1,893	326	85.3%
R4	2,202	1,806	396	82.0%

(2) 給付関係

①サービス別利用者数

(3月31日現在 単位：人)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護（ホームヘルプ）	240	316	207
訪問入浴	45	35	40
訪問看護	25	24	14
訪問リハビリテーション	22	19	21
居宅療養管理指導	41	55	49
通所介護（デイサービス）	285	272	278
通所リハビリ（デイケア）	19	16	17
ショートステイ（短期生活）	333	301	312
ショートステイ（短期療養）	4	6	2
福祉用具貸与	543	537	513
特定施設入所者生活介護	108	103	101
認知症対応型通所介護	3	0	0
小規模多機能型居宅介護	38	39	41
グループホーム	121	130	132
地域密着型特定施設	12	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	29	30	32
看護小規模多機能型居宅介護	12	12	10
計	1,880	1,895	1,769

②その他のサービス利用者数

(単位：人)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉用具購入	115	115	96
住宅改修	59	44	47

③市町村特別給付事業利用者数（非課税世帯のみ対象）

(単位：人)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家族介護用品支給事業	21	25	17

包 括 支 援 セ ン タ ー

仙北市包括支援センターは、住み慣れた地域でその人らしく望む生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を進めるとともに、65歳以上の方を対象に介護予防事業や権利擁護及び健康や福祉・医療についての総合相談に応じています。

また、利用者が可能な限り自宅において、自立した生活を営むことができるよう介護予防サービス計画を作成する「介護予防支援事業所」の指定を受けています。

(令和5年4月1日現在)

名 称	仙北市包括支援センター
住 所	〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81番地8
設 置 年	平成18年4月1日
配置職員	所長1名・参事1名・保健師3名・社会福祉士2名・主任介護支援専門員2名 生活支援コーディネーター2名・認知症地域支援推進員1名・会計年度任用職員2名 ※計14名

(1) 地域支援事業

介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態の予防及び地域において生きがいを持ちながら自立した日常生活が送れるよう支援	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型サービスA (単独型)	買物・調理・洗濯掃除の生活援助を実施し、利用者の自立した生活継続を支援する。	-	延71人	延99人
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	H29年度総合事業開始に伴い、生活機能の改善に向けた運動機能の向上を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施。	延20人	利用実績なし	利用実績なし
介護予防ケアマネジメント (※注①)	総合事業利用者に対し、状況に応じたサービスが提供されるよう必要な支援を行う。	2,244件	2,340件	2,262件
事業対象者への支援	基本チェックリストの実施により事業対象者と判定された方を総合事業利用へつなぐ。	18件	25件	30件
一般介護予防事業	65歳以上全ての人を対象とし、自主的な活動の育成や支援	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動器の機能向上	転倒骨折の予防及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防、向上を図る。ストレッチや有酸素運動、簡易的な器具を用いた運動や健康全般に関する講話などの教室を開催。R3年度より水中運動教室を開催。	実125人 延468人	実17人 延206人	実20人 延315人
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、教室を開催。	14回 延183人	27回 延166人	51回 延358人

地域住民グループ支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、多様な地域活動組織の育成及び支援を行う。	新型コロナウィルス感染症のため補助中止	補助 4団体	補助 1 団体
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行う。	実施	実施	実施
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職が介護事業所を対象に講座を行う。	7回 52人	3回 13人	1 回 6人
包括的支援事業（地域包括支援センター運営分）	地域における総合相談及び包括的・継続的なケア体制の構築	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総合相談支援事業	「高齢者のなんでも相談」として来所・訪問・電話の相談及び支援を実施。	1,657件	1,503件	1,521件
権利擁護事業	高齢者虐待への対応、成年後見制度等の相談を行う。	113件 (1件虐待認定)	89件 (2件虐待認定)	95件 (2件虐待認定)
包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域の関係機関との連携、ケアマネージャーへの資質向上支援及び後方支援。	研修会2回 91人 連絡会議7回 54人	研修会2回 75人 連絡会議7回 119人	研修会2回 84人 連絡会議10回 114人
包括的支援事業（社会保障充実分）	地域包括ケアシステム深化及び推進	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するため関係者間の連携と情報共有体制の推進を図る。	協議会1回 7人 医療・介護事業所一覧更新	協議会2回 研修1回30人 医療・介護事業所一覧更新	協議会2回 34人 研修会3回 49人 医療・介護事業所一覧更新
生活支援体制整備事業	日常生活上の支援体制の強化や高齢者の社会参加を一体的に推進する。	養成講座1回 26人 フォローアップ講座 1回12人 仙北市生活に関するお助けガイド簡易版作成	養成講座1回 17人 フォローアップ講座 1回17人 仙北市生活に関するお助けガイド簡易版作成	養成講座2回 14人 フォローアップ講座 1回11人 「仙北市集いの場お助け一覧」作成
認知症初期集中支援事業	認知症の専門職によって構成されたチームで、早期発見・早期診断につなげる。	チーム対応 0件	チーム対応 0件	チーム対応 0件
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を中心に支援体制の強化とケアの向上を推進する。	認知症カフェ 新型コロナウィルス感染症のため補助中止	認知症カフェ5か所 (補助) 包括直営カフェ1か所	認知症カフェ5か所 (補助) 包括直営カフェ3か所

地域ケア会議推進事業	多職種や住民でケースを検討し地域課題を共有、ネットワークを構築する。	14回	14回	14回
任意事業	介護による身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家族介護教室	介護知識・技術の習得、サービス利用方法習得する教室。	1回 実23人	1回 実8人	1回 実13人
家族介護者交流事業	介護者の心身のリフレッシュ教室。	2回 延42人	1回 延8人	2回 延21人
介護用品支給事業	非課税世帯で要介護4・5認定者を在宅で介護している家族に介護用品券支給。	実18人 延192人	実25人 延193人	実17人 延75人
成年後見制度利用支援事業	市長申立てに係る手続きの援助及び経費の助成。	助成1件	助成2件	助成1件
住宅改修支援事業理由書作成手数料	住宅改修費の支給の申請に係る理由書作成の助成。	4件	1件	2件
認知症サポーター養成事業	認知症への理解を深めるため、認知症サポーターを養成。	サポーター養成講座3回 62人 市内小中学校11校399人に資料、缶バッチを配布	サポーター養成講座7回81人、認知症ステップアップ教室1回17人、認知症キャラバンメイト研修会1回9人、市内小中学校6校360人に資料、缶バッチを配布	サポーター養成講座15回388人、認知症ステップアップ教室1回9人、認知症キャラバンメイト研修会1回17人、市内小中学校6校361人に資料、缶バッチを配布
配食サービス事業	安否確認や見守りを主に、栄養バランスのとれた食事を提供。	4,337食	3,937食	3,507食

(2) 介護予防給付にかかる事業

指定介護予防事業所	要介護状態の予防、自立に向けた支援を実施。	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予防ケアプラン作成 (※注②)	利用者への介護予防サービス計画書の作成	1,457件	1,580件	1,641件

(※注②)

平成29年4月より、地域の実情に合わせたサービス提供を目指して介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしています。

これにより、要支援1・2、事業対象者と判定された方で、通所型サービス及び訪問型サービスのみを利用される方の予防ケアプランは「1. 地域支援事業の介護予防ケアマネジメント(※注①)」に移行しました。

(3) 市町村独自事業

水中運動教室	温水プールを活用した泳がない水中運動による介護予防教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浮き浮き教室	運動量軽め。1クール12回×3回	事業廃止	一般介護予防(運動器の機能向上)へ移行	一般介護予防(運動器の機能向上)へ移行
高齢者生活支援事業	介護保険法の法定サービスを受けることが出来ない方の中で、日常生活を営むのに支障がある方に対し、指導、及び生活リハビリ等の自立支援を図ることを目的とした事業。短期宿泊と生活指導員派遣がある	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活管理指導員派遣事業	ヘルパー派遣	申請0人	申請0人	申請0人
生活管理指導短期宿泊事業	短期入所の利用	申請0人	申請1人 (実績1人)	申請0人

(注)

申請と同時に介護保険要介護（要支援）認定申請を行なっていただきますが、要介護（要支援）認定となった場合は、介護保険サービスの利用が優先されます。

生 活 保 護

(1) 保護の状況

		年 度			
		R2	R3	R4	
被保護世帯		296	289	271	
被保護人員(人)		394	379	352	
保護率 (‰)		15.6	15.3	14.2	
被 保 護 人 員 内 訳	生活扶助		351	340	320
	住宅扶助		187	185	177
	教育扶助		8	6	5
	介護 扶助	施 設	28	25	20
		居 宅	100	100	91
		計	128	125	111
	医療 扶助	入 院	14	14	14
		入院外	337	330	314
		計	351	344	328
	出産扶助		0	0	0
	生業扶助		4	4	4
	葬祭扶助		1	1	1

※数字は月平均

(2) 被保護世帯の類型別状況

(単位：世帯)

			年 度		
			R2	R3	R4
労働力 類 型	世帯主が稼働		36	37	31
	世帯員が稼働		9	9	7
	稼働者なし		251	243	233
	計		296	289	271
世 帯 型	単身	高 齢	164	164	158
		障 害	8	10	10
		傷 病	15	12	11
		その他	29	30	26
		計	216	216	205
	2人以上	高 齢	30	27	24
		母 子	6	6	6
		障 害	5	3	3
		傷 病	5	4	4
		その他	34	33	29
		計	80	73	66
	合 計			296	289

※数字は月平均

(3) 保護の開始・廃止理由別状況

(単位：世帯)

年 度	決定状況				開 始								廃 止							
	申 請 数	開 始	却 下 ・ そ の 他	廃 止	世 帯 主 の 傷 病	世 帯 員 の 傷 病	稼 働 者 ・ 離 別 の 等	稼 働 少 収 入 の 失	年 金 ・ 仕 送 等 の 失	そ の 他	計	世 帯 主 の 傷 病 治 癒	世 帯 員 の 傷 病 治 癒	死 亡 ・ 失 意 の 増	稼 働 手 の 転 入	年 金 ・ 仕 送 り 増	施 設 入 所	そ の 他	計	
R2	38	24	14	32	2	0	0	1	1	20	24	0	0	14	2	0	5	0	11	32
R3	39	28	11	46	2	0	0	0	2	24	28	0	0	19	6	0	2	1	18	46
R4	38	24	14	31	6	0	0	0	1	17	24	0	0	10	2	0	2	2	15	31

(4) 生活保護費扶助別支出状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	支 出 額	構成比率	支 出 額	構成比率	支 出 額	構成比率
生 活 扶 助	143,167	29.38%	138,939	29.47%	129,502	31.09%
住 宅 扶 助	44,937	9.22%	46,497	9.86%	46,257	11.11%
教 育 扶 助	954	0.20%	610	0.13%	724	0.17%
介 護 扶 助	21,511	4.41%	19,216	4.08%	23,924	5.74%
医 療 扶 助	256,436	52.63%	246,991	52.39%	199,222	47.84%
出 産 扶 助	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
生 業 扶 助	1,271	0.26%	850	0.18%	677	0.16%
就労自立給付金	203	0.04%	225	0.05%	182	0.04%
(新)進学準備給付金	400	0.08%	0	0.00%	0	0.00%
葬 祭 扶 助	1,175	0.24%	2,339	0.50%	886	0.21%
小 計	470,054	96.47%	455,667	96.65%	401,374	96.37%
保護施設事務費 及び委託事務費	17,229	3.54%	15,775	3.35%	15,107	3.63%
合 計	487,283	100.00%	471,442	100.00%	416,481	100.00%

(5) 救護施設入所状況

(3月31日現在)

施 設 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
玉 葉 荘	9 人	8 人	8 人

(6) 生活困窮者自立支援制度による相談件数

(3月31日現在)

理由	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯主の傷病	13 件	5 件	17 件
世帯員の傷病	4 件	2 件	7 件
稼働者の死亡・離別	0 件	1 件	1 件
稼働収入の減少・喪失	68 件	71 件	21 件
要介護状態	3 件	0 件	1 件
年金・仕送等の減少・喪失	4 件	1 件	0 件
その他	50 件	22 件	26 件
計	142 件	102 件	73 件

民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員活動状況

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			角館地区	田沢湖地区	西木地区	計	角館地区	田沢湖地区	西木地区	計	角館地区	田沢湖地区	西木地区	計
相談・支援別件数	内 容 別	在 宅 福 祉	16	14	30	60	7	14	21	42	16	9	47	72
		介 護 保 険		15	7	22	2	10	4	16	2	18	4	24
		健康・保健医療	46	32	3	81	57	28	7	92	43	25	9	77
		子育て・健		28	5	33		25		25	1	5		6
		母子・保の	1	11		12		7		7		2		2
		地域・生		5	5	10	1	5	3	9		5		5
		子どもの教育												
		・学校生活												
		生 活 費	4	29	11	44	6	28	8	42	8	3	17	28
		年金・保険	5	5	2	12	20	5	1	26	7	1		8
		仕 事	3	11	3	17	3	10	1	14	2	3	1	6
		家 族 関 係	9	19	12	40	33	13	15	61	8	3	22	33
		住 居	8	45	4	57	5	52	5	62	14	16	6	36
		生 活 環 境	34	67	25	126	106	49	24	179	95	30	27	152
	日常的な支援	90	206	85	381	172	126	77	375	161	146	80	387	
	そ の 他	306	81	75	462	248	100	41	389	256	86	43	385	
	計	522	568	267	1,357	660	472	207	1,339	613	352	256	1,221	
	分 野 別	高 齢 者 関 係	321	364	162	847	536	290	132	958	470	264	190	924
		障 害 者 関 係	6	29	28	63	4	34	21	59	20	9	26	55
		子 ど も 関 係	1	42	9	52	2	39	4	45	3	19		22
		そ の 他	194	133	68	395	118	109	50	277	120	60	40	220
		計	522	568	267	1,357	660	472	207	1,339	613	352	256	1,221
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	882	127	49	1,058	836	186	84	1,106	698	83	53	834	
	行事・事業・会議への参加協力	481	271	241	993	396	213	156	765	456	236	175	867	
	地域福祉活動・自主活動	839	722	689	2,250	823	700	680	2,203	637	676	623	1,936	
	民児協運営・民児協研	322	312	372	1,006	283	336	319	938	257	394	386	1,037	
	証 明 事 務	19	38	8	65	56	36	5	97	8	17	2	27	
	要保護児童の発見の通告・仲介	1		11	12	5		2	7	12	1	1	14	
	訪問回数	2,049	1,079	828	3,956	1,974	1,279	782	4,035	1,540	941	697	3,178	
そ の 他	1,423	1,499	1,062	3,984	879	959	936	2,774	592	996	883	2,471		
連絡調整回数	委 員 相 互	384	302	488	1,174	337	410	426	1,173	344	374	498	1,216	
	そ の 他 の 関 係 機 関	469	487	341	1,297	357	476	373	1,206	372	403	436	1,211	
活動日数			2,839	2,189	1,714	6,742	2,641	2,241	1,761	6,643	2,420	2,123	1,770	6,313

第3章 地域福祉計画推進の考え方

1. 基本理念

目まぐるしい社会情勢の変化によって、個人や家庭、地域が抱える課題の多様化、複雑化が一層進行する中、住み慣れた地域で誰もが個人として尊重され、自分らしくいきいきと笑顔で暮らせる地域にしていくなめには、新たな課題に対応するよう変化を遂げていく必要があります。

仙北市では、第2次仙北市総合計画における基本理念である「健やかに美しく輝くまち」をもとに、「優しさにあふれ健やかに暮らせるまち」を健康・福祉・医療分野の基本目標として地域福祉の推進を図ってきましたが、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、地域の課題に対して「丸ごと」支援していく関係性づくり、相互の助け合いが欠かせません。

さらに、将来にわたり持続可能なまちとなることを目指し「市民が主役のまちづくり」を進めていますが、これらは、社会環境が変化しても基本的なものであり、普遍的な考え方として引き継がれるものです。

引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域におけるつながりや支え合いを大切にし、住んでいて幸せを感じられる、幸福度が高いまちづくりを目指していくことを明確に示すために、次のような基本理念を定めました。

「一人ひとりがささえつながる幸福度の高いまちづくり」

2. 基本目標

(1) 「我がこと・丸ごと」包括的な支援体制づくり

高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、貧困等に関し、共通して取組む事項を明らかにし、複雑化・複合化する課題へ対応できる包括的な相談支援や多機関の連携、社会的孤立の予防など、重層的な支援体制の構築を推進します。

(2) 「住み慣れた地域で暮らす」安心・安全のまちづくり

市民が住み慣れた地域で安心して福祉サービスを利用できる環境を整備し、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図ります。

(3) 「人と地域がつながる」持続可能な福祉環境づくり

専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、団体等へ積極的な支援をし、地域を支える担い手づくりとして、地域への関心を高め活動への参加を促進できるよう、福祉教育についての取組を進めます。

3. 施策の体系

基本理念「一人ひとりがささえつながる幸福度の高いまちづくり」

基本目標1.「我がこと・丸ごと」包括的な支援体制づくり

高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、貧困等に関し、共通して取組む事項を明らかにし、複雑化・複合化する課題へ対応できる包括的な相談支援や多機関の連携、社会的孤立の予防など、重層的な支援体制の構築を推進します。

施 策 の 方 向 性

(1)相談支援体制の充実	①多様性を受け入れる体制の充実 ②重層的な支援体制づくり
(2)生活困窮者支援と地域での孤立防止の推進	①確実なサービス提供 ②連携体制の充実 ③支援が届きづらい方の課題への対応 ④食糧支援の実施 ⑤就労への支援 ⑥住居の確保への支援 ⑦ヤングケアラーへの支援 ⑧ケアラーへの支援 ⑨孤独・孤立、ひきこもりへの支援
(3)虐待への対応	①虐待の未然防止 ②一体的な支援体制の整備 ③虐待を受ける者に対する権利擁護
(4)権利擁護支援の推進	①権利擁護の周知と推進
(5)再犯防止への取組み	①再犯防止の周知と推進

基本目標2.「住み慣れた地域で暮らす」安心・安全のまちづくり

市民が住み慣れた地域で安心して福祉サービスを利用できる環境を整備し、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図ります。

施 策 の 方 向 性

(1)地域の支え合い、見守り体制の強化	①支援のための地域づくり ②多世代間交流の促進 ③地域福祉ネットワークの強化 ④ボランティア活動の推進 ⑤自殺対策の推進
(2)福祉サービスの充実	①多様化するニーズへの対応 ②福祉サービスを身近に感じる地域づくり

	③デジタルを活用した課題解決 ④デジタルを活用した施策の推進
(3)地域内での交流のための拠点整備	①集う拠点の整備や既存施設の活用 ②地域活動の活性化 ③バリアフリーの推進 ④ノーマライゼーションの推進
(4)災害時等に備えた地域づくり	①災害に備えた体制の整備 ②避難行動要支援者への支援 ③民生委員・児童委員活動への支援

基本目標3.「人と地域がつながる」持続可能な福祉環境づくり

専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、団体等へ積極的な支援をし、地域を支える担い手づくりとして、地域への関心を高めて活動への参加を促進できるよう、福祉教育についての取組を進めます。

施 策 の 方 向 性

(1)公私協働の実現	①多様なサービス振興・参入促進と公的サービスとの連携 ②社会福祉法人の公益的取り組み
(2)福祉教育の推進	①地域(わがまち)への関心を高める ②福祉の心の育成 ③生涯学習と地域福祉の連動 ④まちづくりへの取組み
(3)地域福祉推進のための人材育成	①福祉活動の中核となるリーダーの育成 ②地域福祉活動への参加を促す者への支援 ③地域活動の担い手等への支援 ④健康づくりのための人材育成
(4)他機関との連携	①社会福祉協議会との連携 ②各種主体との連携

基本目標 1. 「我がこと・丸ごと」包括的な支援体制づくり

高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、貧困等に関し、共通して取組む事項を明らかにし、複雑化・複合化する課題へ対応できる包括的な相談支援や多機関の連携、社会的孤立の予防など、重層的な支援体制の構築を推進します。

《現状と課題》

- ・ 支援を必要とする者の属性や、要介護、生活困窮、虐待といったリスクごとに各課、事業所等で相談支援を行っているが、内容に応じてそれらの枠を超えて連携し、様々な角度から支援を行っている。
　　今後は、包括的な支援体制を構築する必要がある。
- ・ 社会的孤立などにより頼る人がいない方、自ら相談に行くことができない方など、制度のはざまの課題を有する者を見つけ出すため、各関係機関との情報共有、連携を図っている。
　　今後は、ただ相談を待つのではなく、もっと積極的な働きかけの必要がある。
- ・ 福祉事務所窓口のほか、仙北市社会福祉協議会内に仙北市自立相談支援応援センターを設置し、連携して相談支援事業を実施しており、生活困窮となった経緯等を整理して、問題解決に向けた助言や支援をしている。
　　今後は、もっと多くの市民に知ってもらうため、積極的な PR 活動が必要となる。
- ・ 虐待に関する報告や相談を受けた際には、被害者の年齢や家族構成などにより対応する担当を選定しているが、緊急性が高いと判断されるものは、警察や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保や秘匿避難などを支援している。
　　今後は、よりスピーディーな対応と、共通した対応手順等の整備が必要となる。
- ・ 「仙北市権利擁護センター」を仙北市社会福祉協議会内に設置し、成年後見制度の利用促進や周知、支援体制の強化を図っている。
　　今後は、市民後見人の育成に関して、制度の周知や、育成のための専門的知識の習得機会の確保等が必要となる。

《施策の方向性》

(1) 相談支援体制の充実

① 多様性を受け入れる体制の充実

様々な分野において居場所づくりや見守り活動が積極的に推進されている中、これらの取組に加えて、多世代交流等の多様な属性・背景を持った人が気軽に交流できる場を設けることで、多様性を受け入れることができる地域づくりを推進します。

② 重層的な支援体制づくり

地域の福祉課題が複雑多様化する中で、それぞれの課題に応じた分野ごとの専門的な相談支援体制を強化するとともに、課題を抱える人の属性や世代、相談内容に関わらず必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相

談体制の整備を推進し、さらに、関係機関との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを進めます。

(2)生活困窮者支援と地域での孤立防止の推進

①確実なサービス提供

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、犯罪被害者など、分野ごとの福祉サービスが、必要とする方に確実に提供できる体制の充実を図ります。

②連携体制の充実

地域において複合的な悩みを抱えている人やその家族に対しては、生活困窮者自立支援相談窓口をはじめとする各分野の相談窓口において、連携したサービスの提供並びに総合的な相談支援体制を展開していく必要があるため、各相談窓口の機能強化を図るとともに、社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関等の連携体制のさらなる充実を図ります。

③支援が届きづらい方の課題への対応

誰もが地域で安心して暮らしていくために、支援を求める声に的確に応えることはもとより、自身の悩みや課題を誰にも相談できずその声があげられない人、社会的に孤立してしまう人、制度の狭間に陥り必要な支援を受けられない人にも、能動的に支援を届けていくための仕組みづくりを推進します。

④食糧支援の実施

生活困窮者等に対して、フードバンクより取り寄せた食糧や、市民から寄付していただいた食糧等を提供して支援します。

⑤就労への支援

ハローワーク求人情報を市のホームページに掲載することや、SNS によりニーズに合わせた情報提供をします。ハローワークとの連携により生活困窮者就労支援を実施するとともに、困窮の程度により生活保護制度を活用し、社会的自立に向けた就労支援を行います。

⑥住居の確保への支援

市営住宅の募集情報を広報やホームページ等を通じて情報提供し、公平な入居機会を確保します。

住居を失う恐れがある方に対して、住居確保給付金を支給し、支援します。

⑦ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、勉強や部活動、友人との時間など、本来の「こどもとしての時間」を犠牲にしており、学業への影響、就職への影響、友人関係への影響などが懸念されます。問題を解決するためには、まずは周囲が悩みに気づける体制を整えることが大切であることから、学校や自治体が連携して、こうした子どもたちの事情を早期に把握し、関係機関と連携して手を差し伸べることができる体制を整備していきます。

⑧ケアラーへの支援

ダブルケアや8050問題については、必要に応じて育児に関する支援制度や介護保険制度、障がい者福祉制度等を利用できるように制度の周知を行い、地域の人々や民生委員等の周囲の関係者が悩みに気づける体制を整えていきます。また、制度利用が

できない場合でも、地域の福祉施設やボランティア団体などが提供するサービスを利用できるよう支援体制の充実を図ります。

⑨孤独・孤立、ひきこもりへの支援

孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、社会全体で対応しなければならない問題であるとの考え方のもと、当事者やその家族等の立場に立った施策や、人と人の「つながり」を実感できるための施策を推進します。

国が示している具体的な対策方針としては次のとおりですが、実現するための環境を整備していきます。

- ・ 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- ・ 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
- ・ 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行う。
- ・ 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する。

(3)虐待への対応

①虐待の未然防止

虐待の未然防止や早期発見を図るため、講演会や研修会などの啓発活動を行っています。

②一体的な支援体制の整備

高齢者虐待や児童虐待などの複合的な課題がある事例については、福祉、保健、医療等担当する部署がそれぞれの役割を明確化して、他の関係機関と連携を図りながら、安全の確保や秘匿避難などを支援していきます。

③虐待を受ける者に対する権利擁護

障がい者や高齢者の権利擁護のため、障がい者の尊厳を害する虐待を防止することや、高齢者の権利利益の擁護に資するよう、相談や通報を受ける体制、厳格に事実確認を行える体制等を整備していきます。

(4)権利擁護支援の推進(仙北市成年後見制度利用促進基本計画)・・・51ページ

①権利擁護の周知と推進

誰もが安心して地域で生活するために理解の促進を図るとともに、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、権利擁護活動を展開します。

(5)再犯防止への取組(仙北市再犯防止推進計画)・・・54ページ

①再犯防止の周知と推進

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援を行い、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを推進すべく、再犯の防止等の推進に向けて取組を進めます。

基本目標 2. 「住み慣れた地域で暮らす」安心・安全のまちづくり

市民が住み慣れた地域で安心して福祉サービスを利用できる環境を整備し、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図ります。

《現状と課題》

- ・ 市民が安心して福祉サービスの提供を受けられるよう、事業者と連携を図り、福祉に関する資源リストの配布などの情報提供を実施している。また、サービス利用に関しての苦情・意見などがあった場合は、中立的な立場で問題解決の橋渡しをおこなっている。
今後は、福祉サービス提供事業者や従事者への支援を行い、サービス充実や従事者の増加に繋がる環境の整備を行う必要がある。
- ・ 誰もが気軽に集える拠点や居場所づくりのため、主に高齢者向けのサロンやカフェを中心に事業を行っている。
今後は高齢者に限らず幅広い年齢層を対象とした事業の立案、開催回数や開催場所、費用対効果の検討が必要となっている。
- ・ 避難行動要支援者台帳を作成し、警察や消防等関係機関への情報提供を行っているが、個別支援計画の策定等未整備のものがある。
今後は、各部署、機関、事業所で管理している台帳等を調査・整理して、統合していく仕組みを整えていく必要がある。

《施策の方向性》

(1)地域の支え合い、見守り体制の強化

①支援のための地域づくり

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携するしくみづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

②多世代間交流の促進

学習活動は、家庭、地域、学校などが連携しながら様々な活動を共に行うことで理解や興味が深まるとともに、地域のつながりの強化の一助にもなることから、地域公民館活動や校外活動など、子どもから高齢者まで幅広い地域の人々が共に行う学習活動を通じ多世代間交流を促進します。

③地域福祉ネットワークの強化

複雑化・複合化する傾向にある課題に対し、制度や組織を超えて、多機関で連携して支援に当たる必要があることから、既存の連携体制の活性化を図るとともに、個別ケースに対応する新たな連携体制の構築を検討します。

④ボランティア活動の推進

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換や、様々な地域活動、助け合い活動の支援を図るとともに、組織化や組織同士の連携の強化を促進します。

⑤自殺対策の推進

県の警察統計によれば、令和4年の40歳代、50歳代の自殺者数が対前年比で大きく増加しており、働き盛りの世代においては、役割や責任の増大、労働環境により心身の不調をきたしやすく、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など心の健康の保持増進が重要となっている。

市でも「自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、こども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を推進します。

(2)福祉サービスの充実

①多様化するニーズへの対応

多様化・複雑化・個別化する市民のニーズに応じた福祉サービスを提供することで福祉の向上を図るとともに、本市に住むことによって幸せが感じられる、充実した生活が送れるように福祉サービスの充実を図ります。

②福祉サービスを身近に感じる地域づくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、分野ごとの福祉サービスを必要とする方に確実に提供するとともに、各種福祉サービスが身近に感じられる地域づくりが図られるよう、世代や属性を超えた交流の場の提供や、人と人、人とサービスをつなぐコーディネート機能の発揮などを目指します。

③デジタルを活用した課題解決

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させる取組を推進します。

④デジタルを活用した施策の推進

デジタル社会の目指すビジョンである、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、行政のデジタル化を推進する各種施策の取組を推進します。

(3)地域内での交流のための拠点整備

①集う拠点の整備や既存施設の活用

障がい者や高齢者、介護家族などを地域で支えられるよう、地域生活の場の提供や日常の生活の質の向上を図るため、福祉施設の機能の確保・充実を図ります。

②地域活動の活性化

様々な地域組織への参加が地域活動への入口となっている状況を踏まえ、シニアクラブ、地区育成会、子育てサークルなど地域で公益的な活動を行う地域組織による地域福祉活動がより広範な地域に拡大し、多くの市民が活動に参加できるよう、活動の

活性化を支援します。

③バリアフリーの推進

多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくし、障害の有無に関わらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して住み慣れた地域で生活を続けていくために、建物や交通機関などのバリアフリーとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基いた取組を進めます。

④ノーマライゼーションの推進

障がい者にとっての「当たり前」を実現するために、物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的な障壁を取り除くことが必要なことから、ノーマライゼーションを推進し、健常者と同じように社会生活を送ることができる環境の整備を推進していきます。

(4)災害時等に備えた地域づくり

①災害に備えた体制の整備

激甚化・頻発化する災害の際に、地域住民の命を守るには、地域住民同士 の助け合いが必要不可欠であることから、確実に命を守る行動が取れるよう、地域における共助の仕組みづくりを推進します。

②避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者名簿への登録の促進、警察、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係者との情報共有と連携、庁内関係部署との連携による名簿等台帳の統一を図ります。

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、仙北市地域防災計画の定めるところにより、福祉事務所が情報の集約に努め、関係機関、関係者、関係部署と共に災害から保護するために必要な措置を実施します。

③民生委員・児童委員活動への支援

改正災害対策基本法において「避難行動要支援者名簿」の提供先の一つとして民生委員が挙げられたことに加え、民児協が災害時要援護者名簿の作成などの取り組みを行っていたこと等により、民生委員に対し、防災・減災に関して大きな期待が寄せられていることから、活動を支援していきます。

基本目標 3. 「人と地域がつながる」持続可能な福祉環境づくり

専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、団体等へ積極的な支援をし、地域を支える担い手づくりとして、地域への関心を高めて活動への参加を促進できるよう、福祉教育についての取組を進めます。

《現状と課題》

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を維持していけるよう、民間事業者からの新規事業開設の相談を受け、公的サービスとのコーディネートを探し、連携している。また、社会福祉法人の公益的取組を推進し、協力体制の強化を図っている。今後は、高齢者のみではなく、全体の施策として捉える地域包括ケアを推進し、持続可能な環境づくりをしていく必要がある。
- ・ 職員の知識向上を図るため各種研修事業への参加を促し、認知症サポーターの養成講座や各種研修会を開催し、福祉の人材を育成している。今後は、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、新たな担い手を確保・育成する必要がある。

《施策の方向性》

(1)公私協働の実現

①多様なサービス振興・参入促進と公的サービスとの連携

既存の民間事業を活用し、新規に必要なとされる事業の開発を支援しながら、公的サービスとの連携を図って、協働の実現を図ります。

②社会福祉法人の公益的取り組み

社会福祉協議会をはじめとする市内社会福祉法人の地域における公益的な取組に関する情報を発信し、周知を図ります。

(2)福祉教育の推進

①地域(わがまち)への関心を高める

地域での支え合いの維持・充実に向け、人材の育成・発掘、安全・安心な生活環境づくりを通して地域への関心を高める取り組みを推進していきます。

②福祉の心の育成

将来の地域福祉の担い手の育成を図るため、市民や事業者と協力しながら、児童や生徒の心に相手を思いやる福祉の気持ちを育む心の教育を進めます。また、地域のボランティア活動などへの積極的な参加を促進します。

③生涯学習と地域福祉の連動

多様な学習に身近に触れる場として、地域公民館、図書館など市民の生涯学習活動の場の利用促進を図り、市民が生涯にわたって意欲や興味に応じて自由に学び続けることができる環境を整えます。

④まちづくりへの取組

仙北市は、2018年に「SDGs(持続可能な開発目標)未来都市」に選定されたことから、市民と行政が協働しつつ、誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくりに取り組むことで、地域福祉の分野においては、「ゴール 3(全ての人に健康と福祉を)」を中心に、「ゴール 10(人や国の不平等をなくそう)」、「ゴール11(住み続けられるまちづくりを)」の目標達成に寄与するとともに、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

(3)地域福祉推進のための人材育成

①福祉活動の中核となるリーダーの育成

本市における地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手の育成・確保に向けた取組が欠かせないことから、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、新たな担い手を確保・育成するとともに、活動の中核となるリーダーの育成に取り組めます。

②地域福祉活動への参加を促す者への支援

住民や町内会等の地縁組織をはじめ、まちおこし、農業・商業・工業等の福祉以外の分野の組織等において、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う人への活動を支援します。

③地域活動の担い手等への支援

地域活動の活性化と充実を図るため、主な地域活動の担い手である民生委員・児童委員、自治会役員などの活動を支援するほか、担い手意識の啓発や広報の充実など、地域活動への参加のきっかけづくりを推進し、様々な形で地域活動に関わる人材を育成します。

④健康づくりのための人材育成

地域ぐるみで健康づくりに取り組めるよう、地域における健康づくりのけん引役を育成するとともに、その活動が行いやすいよう、行政機関をはじめ、医療機関、教育関係機関など健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら連携し支援します。

(4)他機関との連携

①社会福祉協議会との連携

地域の福祉課題に対して効率的かつ効果的に取組を進めるべく、社会福祉協議会等と連携しながら取組の展開を図るなど、より高い施策効果が発揮できるよう連携基盤の強化を図ります。

②各種主体との連携

地域福祉の推進に向けて、地域で自主的に活動する団体への支援や市内事業者、商工会等と連携することにより、多くの市民や団体等の主体が地域福祉活動を実践できる基盤を整備していきます。

4. 計画の推進体制

本計画は、住民、市、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、関係機関、関係団体等の協働により推進されるものであり、その円滑な推進を図るためには、地域福祉に関する施策の進捗状況の把握や評価・検証等を行いながら適切に進行管理をしていく必要があります。

- 計画期間内の年度ごとに具体的な施策の実施状況をチェックし、検証作業を行いながら必要に応じて施策の見直し、追加や削除等の対応をしていきます。
- 庁内の連携体制の強化のため、随時の調整会議を開催するなど、計画の総合的な推進に努めます。
- すべての職員が、本計画の内容について正しく理解し、各自の職務を適切に遂行できるように、職員の研修体制の強化を図ります。
- 本計画の取組に関しては、国や県の制度を活用していることが多いため、制度に対する動向を注視し、新しい情報収集にも努め、地域福祉の推進に効果がある取組については積極的な検討を進めます。

◆仙北市成年後見制度利用促進基本計画

(第2期仙北市成年後見制度利用促進基本計画)

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者等の増加が予想されるなど、判断能力が低下した人々への支援のあり方が課題になると考えられます。このような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年5月に施行され、国の利用促進に係わる基本理念及び基本方針が策定されました。

今後も認知症高齢者等の増加が予想され、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大することが見込まれることから、令和5年4月に設置された仙北市権利擁護センター「まもらいふ」は、市が設置した「成年後見利用促進法」に基づく「中核機関」と市社協が設置した「権利擁護センター」を一体的に運営することにより、成年後見制度の利用促進を図る体制整備が図られ、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが実現できるように支援します。

市では、権利擁護支援という側面から地域共生社会の実現を目指し、認知症などにより判断能力が低下しても安心して暮らすことができるよう、本計画を策定し、法第 14 条第1項に基づく市の「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

○成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

平成 12 年(2000 年)の介護保険法施行により、福祉サービスが措置から契約に移行すること等に伴い創設されました。

○成年後見制度とは

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職・法人等が後見人等になる場合と、家族や親族などが親族後見人として選任される場合があります。

○成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者は近年、増加傾向にあり、令和4年(2022 年)末までの累計で全国に約 24 万 2 千人おりますが、認知症者、精神障がい者、知的障がい者等の数 1,357 万人(※)と比較して著しく少ない(1.78%)のが現状です。(資料:厚生労働省「令和5年版障害者白書」より)

令和3年1月から令和3年末までの全国の申立件数は 39,361 件となっておりますが、県では 172 件、このうち、市区町村長申立件数は全国で 9,185 件、県で 45 件となっております。(資料:厚生労働省「成年後見関係事件の概況」より)

なお、過去の市における市長申立件数は、令和3年度2件、令和4年度2件の計4件です。

○市として取り組む施策

市市民福祉部に中核機関を設置し、市社協が設置する仙北市権利擁護センター「まもらいふ」と連携を図りながら、中核機関としての機能(広報・啓発機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)を推進します。また、成年後見制度に関わる弁護士、司法書士などの専門職の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

(1)成年後見制度の広報及び啓発

- ・ 成年後見制度利用支援窓口を周知し、相談窓口につながる環境を整備します。
- ・ 地域における効果的な広報活動推進のため、家庭裁判所、各専門団体等と連携しながら研修会等を行います。広報活動については、市民向けのみならず、保健・福祉、医療、地域等の関係者に対し実施することで、地域の権利擁護支援の対応力強化を図ります。

(2)成年後見制度に関する相談機能及び利用支援

- ・ 包括支援センター、市社会福祉課、市社協等での日常の支援や相談、ケア会議等において、権利擁護の必要な人を早期発見し、適切に成年後見制度の利用につなげます。
- ・ 判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重し、補助・保佐・後見、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度について情報提供します。
- ・ 必要に応じて専門職の関与等を支援します。

(3)受任者調整(マッチング)等の支援

- ・ 専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)との連携を図り、後見人候補者の人選を円滑に行います。
- ・ 後見人候補者を推薦する場合には、本人の状況に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(4)市民後見人の育成・活動の支援

- ・ 市民後見人の育成については、専門職後見人や市社協による法人後見の活用状況を踏

まえながら検討します。

(5)日常生活自立支援事業等関連制度からの移行支援

- ・ 日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、日常生活支援事業担当者と中核機関が連携し、成年後見制度へのスムーズな移行を支援します。

(6)成年後見人等への支援

- ・ 成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、申立費用や成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

(7)成年後見制度に係る関係機関との連携及び調整

- ・ 行政、家庭裁判所のほか、成年後見制度に関する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や、異なる専門職(医療機関、介護専門職、相談支援専門職、サービス事業者等)が一体的に連携・協力することで、成年後見制度における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを取り組んでいきます。

(8)尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- ・ 本人の自己決定を尊重し、法律行為等の内容に本人の意思を選好、価値観を反映するために、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を重点的に進めていきます。
- ・ 家庭裁判所と関係者で連携し、本人のニーズ、課題や状況の変化に応じて適切な後見人等の選任・交代を推進していきます。

(9)総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 仙北市権利擁護センター「まもらいふ」が中核となり、成年後見制度を含め様々な権利擁護支援との連携を行い、本人にとって最善の選択ができるよう支援します。
- ・ 任意後見制度等の啓発を含めた権利擁護支援の利用促進に関する取組みを進めていきます。

(10)計画の評価及び進行管理

- ・ 仙北市権利擁護センター運営委員会にて計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

◆仙北市再犯防止推進計画

○計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

○計画策定の趣旨

安全・安心な社会を実現するうえで、再犯防止が重要な課題として挙げられるようになっていく状況を踏まえ、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国では平成29年に「再犯防止推進計画」を策定し、秋田県では令和2年に「秋田県再犯防止推進計画」を策定しました。

国の再犯防止推進計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画であったことから、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が策定され、令和5年度から令和9年度までの5年間、再犯防止に係る様々な取組を継続していくことになりました。

仙北市においても市民の犯罪被害を防止できるよう、地方再犯防止推進計画として仙北市再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者等の更生や再犯防止に関する取組を推進します。

○計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続きの中だけでなく、刑事司法手続きを離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

犯罪をした者等が社会に立ち戻っていくためには、再び罪を犯さないように国や地方公共団体、民間団体等による様々な支援が必要で、孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられることが必要になることから、円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

○計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

○計画の対象者(犯罪をした者等)

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者とします。

○国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

これまで国と地方公共団体の役割分担の不明確さが課題として挙げられていたことが

ら、第二次の計画ではその役割分担が明確化された等の見直しがされています。

- ・ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図れるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ・ 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ・ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

○主な役割

(1)国の役割

- ①刑事司法手続きの枠組みにおける指導・支援の実施
- ②地域における支援ネットワーク構築の推進

(2)都道府県の役割

- ①域内の市区町村に対する支援・ネットワーク構築
- ②市区町村が単独で実施することが困難な分野の直接的・専門的支援(就労・住居確保等)の実施

(3)市区町村の役割

- ①保健医療・福祉等の行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対する、適切なサービス提供
- ②立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくり

○施策の取組事項

(1)就労・住居の確保への支援

ハローワーク求人情報を市のホームページやSNSによりニーズに合わせた情報提供をします。また、ハローワークとの連携により生活困窮者就労支援を実施し、困窮の程度により生活保護制度を活用し社会的自立に向けた就労支援を行います。

市営住宅の募集情報を広報やホームページ等を通じて情報提供し、公平な入居機会を確保します。

住居を失う恐れがある者に対して、住居確保給付金を支給し、支援します。

(2)保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした者等が地域から孤立、排除されることなく、福祉、保健、医療などのサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連携、協力して取組ます。

(3)学校等と連携した修学支援と非行防止

犯罪をした者等の進学や復学に向けた立ち直り支援等の取組を推進し、学校、青少年育成団体等と連携して児童生徒の非行の未然防止に努め、健全育成を図ります。

(4)民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の更生の取組と再犯の防止について市民の理解を深める活動を

推進し、保護司会や更生保護女性の会等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、情報共有や連携を強化します。

○参考数値

【仙北警察署における刑法犯の検挙者数データ】

再犯者の割合

単位：％、人

	再犯者率	初犯者	再犯者
H29	51.5	16	17
H30	55.0	18	22
R1	53.8	12	14
R2	43.5	13	10
R3	45.0	11	9

犯行時の年齢

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3
20-29	5	6	1	1	1
30-39	2	4	3	2	1
40-49	2	2	2	4	2
50-59	6	6	4	2	0
60-64	2	9	1	3	1
65以上	16	13	15	11	15
計	33	40	26	23	20

無職者の割合

単位：人、％

	有職者	無職者	無職者率
H29	10	23	69.7
H30	17	23	57.5
R1	11	15	57.7
R2	12	11	47.8
R3	7	13	65.0

高齢者犯罪の割合

単位：人、％

	65歳未満	65歳以上	高齢者率
H29	17	16	48.5
H30	27	13	32.5
R1	11	15	57.7
R2	12	11	47.8
R3	5	15	75.0

再犯者率・無職者率・高齢者率

単位：％

	全国			秋田県			仙北警察署		
	再犯者率	無職者率	高齢者率	再犯者率	無職者率	高齢者率	再犯者率	無職者率	高齢者率
H29	50.6	24.6	46.9	50.1	53.9	36.9	51.5	69.7	48.5
H30	50.5	24.6	45.9	49.5	55.6	40.4	55.0	57.5	32.5
R1	50.5	24.7	45.4	51.9	58.5	38.6	53.8	57.7	57.7
R2	50.6	25.3	45.5	49.2	53.0	38.5	43.5	47.8	47.8
R3	50.0	25.8	45.4	50.5	55.1	42.8	45.0	65.0	75.0

罪名別犯罪件数

単位：人

	H29	H30	R1	R2	R3
凶悪犯	0	0	1	0	0
粗暴犯	4	8	5	4	2
窃盗犯	25	22	17	14	14
知能犯	2	3	1	2	0
風俗犯	0	3	1	0	0
覚醒剤取締法	0	0	1	1	1
その他	2	4	0	2	3
計	33	40	26	23	20

男女別犯罪の割合

単位：人、%

	男性	男性犯罪率	女性	女性犯罪率
H29	25	75.8	8	24.2
H30	34	85.0	6	15.0
R1	20	76.9	6	23.1
R2	16	69.6	7	30.4
R3	11	55.0	9	45.0

資料編

資 料

地域福祉を支える関連機関一欄

(1) 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市社会福祉協議会	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-52-1624
角館支所	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-54-2493
田沢湖支所	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	0187-43-1368
西木支所	仙北市西木町桧木内字高屋110-2	0187-48-2940

(2) 民生委員・児童委員

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市民生児童委員協議会事務局	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2255
仙北市角館民生児童委員協議会事務局	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-3309
仙北市田沢湖民生児童委員協議会事務局	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	0187-43-1147
仙北市西木町民生児童委員協議会事務局	仙北市西木町上桧木内字大地田3-1	0187-49-2159

(3) ボランティアセンター

名 称	所 在 地	電話番号
仙北市社会福祉協議会ボランティアセンター	仙北市角館町小勝田間野54-5	0187-52-1624

(4) 保育園等

認定こども園

名 称	定員	所 在 地	電話番号
私立だしのこ園	99	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-263	0187-43-1025
私立神代こども園	78	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷89-3	0187-44-2502
私立にこにここども園	74	仙北市西木町門屋字六本杉2-1	0187-47-2525
私立ひのきないこども園	26	仙北市西木町桧木内字高屋137	0187-48-2345
私立角館こども園	154	仙北市角館町中菅沢91-1	0187-53-2918

認可保育所

市立白岩小百合保育園	60	仙北市角館町白岩上西野93-1	0187-54-1083
市立角館西保育園	60	仙北市角館町雲然田中437-2	0187-53-2522
市立中川保育園	30	仙北市角館町川原羽黒堂324-1	0187-53-2404

他の保育施設

事業所内保育施設	11	仙北市角館町岩瀬3 (市立角館総合病院内保育室)	0187-54-2111
	5	仙北市田沢湖卒田字早稲田446 ((株)わらび座事業所内保育所)	080-1679-7817

(5) 子育て支援センター

名 称	所 在 地	電話番号
だしっこルーム	私立認定こども園だしのこ園内	0187-43-1025
わいわい広場	私立認定こども園神代こども園内	0187-44-2502
おひさまルーム	私立認定こども園角館こども園内	0187-53-2918
なかよしルーム	私立認定こども園ににここども園内	0187-47-2525
さくらんぼルーム	私立認定こども園ひのきないこども園内	0187-48-2345
さくらっこ（子育て支援拠点）	仙北市角館町田町上丁69-1（角館児童館）	080-1663-4494

(6) 児童館

名 称	所 在 地	電話番号
武蔵野児童館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1内	-
男坂児童館	仙北市田沢湖生保内字街道ノ上6-3	-
荒川尻児童館	仙北市田沢湖神代字戸伏松原455	-
先達野児童館	仙北市田沢湖生保内字下高野61-19	-
角館児童館	仙北市角館町田町上丁69-1	0187-54-2780

(7) 障害福祉サービス事業所

事 業 所 名	設置主体	サービスの種類	
		介護給付	訓練給付
仙北市社会福祉協議会 ヘルパーステーション 住所：仙北市角館町小勝田間野54-5 電話：0187-54-2493	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	重度訪問介護 居宅介護 同行援護	
ニチイケアセンター角館 住所：仙北市角館町上菅沢175-2 電話：0187-42-8623	株式会社 ニチイ学館	重度訪問介護 居宅介護	
タートルファミリー田沢湖 住所：仙北市田沢湖田沢字潟前72 電話：0187-49-8070	一般社団法人 青風会	短期入所	
愛仙の華 住所：仙北市西木町西荒井字番屋94-1 電話：0187-42-8295	社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	生活介護 短期入所	共同生活援助 （グループホーム）
ハートコーポ華 住所：仙北市西木町西荒井字番屋94-1 電話：0187-42-8475	社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	短期入所	共同生活援助 （グループホーム）
愛仙 住所：仙北市西木町小淵野字中関7 電話：0187-47-3001	社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	生活介護	就労継続支援B型

かるむ角館田町 住所：仙北市角館町田町上丁35-1 電話：0187-49-7322	株式会社かるむ		共同生活援助 (グループホーム)
ひまわりの家 住所：仙北市角館町水ノ目沢63-2 電話：0187-42-8451	有限会社 永山工務店		共同生活援助 (グループホーム)
あるく 住所：仙北市角館町田町上丁69-1 電話：0187-50-1002	株式会社アルク	放課後等デイサービス	
放課後デイたんぽぽ 住所：仙北市角館町勝楽133-1 電話：0187-49-7052	有限会社たんぽぽ	放課後等デイサービス	

(8) 一般・指定相談支援事業所

事業所名	設置主体	所在地	電話番号
愛仙	秋田ふくしハートネット	仙北市西木町小湊野字中関7	0187-47-3001

(9) 地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号
仙北市包括支援センター	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2283

(10) 医療機関

医療機関名	主な診療科	休診日
市立田沢湖病院 住所：仙北市田沢湖生保内字浮世坂17-1 電話：0187-43-1131	内科・外科・呼吸器内科・ 神経内科・整形外科・皮膚 科・脳神経外科・耳鼻咽喉 科・泌尿器科	土曜・日曜・ 祝祭日年末年 始
市立角館総合病院 住所：仙北市角館町岩瀬3 電話：0187-54-2111	消化器内科・糖尿病内科 ・呼吸器内科・循環器内科 総合診療科・心臓血管外科 血液内科・神経内科・メン タルヘルス科・小児科・外 科・整形外科・脳神経外 科・泌尿器科・産婦人科・ 眼科・耳鼻咽喉科・皮膚 科・歯科	土曜・日曜・ 祝祭日年末年 始
国民健康保険神代診療所 住所：仙北市田沢湖神代字野中清水216-4 電話：0187-44-2118	内科・呼吸器内科・小児科	土曜・日曜・ 祝祭日年末年 始水・木曜の 午後
西明寺診療所 住所：仙北市西木町門屋字道目木319-1 電話：0187-47-2123	内科・外科・泌尿器科	土曜・日曜・ 祝祭日・火・ 金曜の午後

医療機関名	主な診療科	休診日
桧木内診療所 住所：仙北市西木町桧木内字松葉232 電話：0187-48-2780	内科・外科・泌尿器科	火曜・金曜の午前を除いた日
かとうファミリークリニック 住所：仙北市田沢湖生保内字浮世坂74-1 電話：0187-43-2123	内科・胃腸科・循環器科・呼吸器科・小児科・アレルギー科	日曜・祝祭日・木曜午後・土曜午後
高橋医院 住所：仙北市田沢湖生保内字街道ノ上65 電話：0187-43-1515	内科・小児科・アレルギー科	日曜・祝祭日・盆・正月
神代中通診療所 住所：仙北市田沢湖卒田字早稲田425-1 電話：0187-44-3913	内科	隔週の火曜日午後を除いた日
今村内科循環器科医院 住所：仙北市角館町田町上丁3 電話：0187-53-2510	内科・循環器内科	日曜・祝祭日 土曜の午後
おおさわ胃腸科内科クリニック 住所：仙北市角館町中菅沢92-20 電話：0187-52-1133	内科・消化器内科・糖尿病内科	日曜・祝祭日 第2・4土曜日 水・土曜の午後
大野医院 住所：仙北市角館町東勝楽丁17 電話：0187-53-2066	内科・耳鼻咽喉科	日曜・祝祭日・水曜午後・土曜午後
鬼川医院 住所：仙北市角館町田町下丁17 電話：0187-54-2061	整形外科・眼科・リハビリテーション科	日曜・祝祭日・土曜午後
下新町クリニック 住所：仙北市角館町下新町13 電話：0187-54-2055	内科・外科・消化器内科・皮膚科・小児科	日曜・祝祭日・木曜土曜午後
菅原医院 住所：仙北市角館町田町上丁65 電話：0187-54-2052	耳鼻咽喉科	日曜・祝祭日 水曜土曜の午後
野々部外科内科医院 住所：仙北市角館町田町上丁52-1 電話：0187-54-2337	内科・外科・胃腸科	日曜・祝祭日

介護保険事業所等一覧

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプ）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	たんぽぽ	有限会社たんぽぽ	H14.8.1	0187-52-2540
2	仙北市社会福祉協議会ヘルパーステーション	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H17.9.20	0187-54-2493
3	県南訪問介護事業所	有限会社 県南ケアシステム	H12.4.1	0187-52-1280
4	平和ケアセンター	平和観光タクシー 株式会社	H13.5.25	0187-54-3156
5	角館観光タクシー株式会社	角館観光タクシー 株式会社	H16.12.15	0187-54-1144
6	ほのか訪問介護事業所	株式会社ほのか	H19.1.1	0187-49-6153
7	ニチイケアセンター角館	株式会社ニチイ学館	R1.10.1	0187-42-8623

(2) 訪問入浴介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	県南入浴サービス	有限会社 県南ケアシステム	H18.10.15	0187-52-1280

(3) 訪問リハビリテーション

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	—	0187-58-0112

(4) 訪問看護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	市立田沢湖病院	仙北市	—	0187-43-1131
2	訪問看護ステーションかくのだて	有限会社福寿	H25.9.1	0187-42-8668

※掲載以外の医療機関・介護老人保健施設でも行っている場合があります。

(5) 通所介護（デイサービス）（地域密着型含む）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	デイサービス若杉	有限会社 県南ケアシステム	H18.3.1	0187-52-2600	10人
2	デイサービス角館さくらさくら	社会福祉法人 県南ふくし会	H16.10.1	0187-55-1117	35人
3	デイサービスふるさと通所介護事業所	デイサービスふるさと 株式会社	H19.6.1	0187-44-3453	28人
4	田沢湖デイサービスセンター	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H22.7.1	0187-44-2700	25人
5	デイサービスセンターささえ愛	株式会社 チームささえ愛	H27.5.1	0187-42-8666	28人

6	デイサービスセンターまごの手	合同会社豊榮	H27.7.1	0187-49-6252	10人
7	デイサービスもとまち	株式会社 東北ライフケア	H23.4.1	0187-52-4611	10人
8	ハッピーデイ西木	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2102	25人
9	にこにこリハビリデイサービス角館る〜む	有限会社729	H27.9.1	0187-42-8127	10人
10	デイサービスセンター木のした	株式会社 Support-you	H27.1.15	0187-42-8630	10人
11	デイサービスセンター花笑の庭	株式会社 桜花の里	H28.5.16	0187-49-6227	18人
12	コンパスウォーク角館	株式会社 八柳	R3.8.1	0187-49-6653	20人
13	コンパスウォーク神代	株式会社 藤井工務店	R3.8.1	0187-42-8307	20人

(6) 通所リハビリテーション（デイケア）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H15.4.1	0187-58-0112	10人

(7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	かくのだて桜苑短期入所	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H23.4.1	0187-54-3055	10人
2	ショートステイ若杉	有限会社 県南ケアシステム	H17.9.5	0187-52-2600	37人
3	さわやか桜館	株式会社 さわやか倶楽部	H19.8.10	0187-52-0003	30人
4	たざわこ清眺苑短期入所	社会福祉法人 県南ふくし会	H21.4.1	0187-43-9001	10人
5	ショートステイひだまり	有限会社菅原	H17.12.15	0187-42-8041	20人
6	ショートステイ田沢湖	株式会社 オフィスレイ	H21.12.1	0187-43-3233	39人
7	ショートステイもとまち	株式会社 東北ライフケア	H23.1.15	0187-52-4611	41人
8	短期入所生活介護清流苑	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2100	10人
9	ショートステイセンター花笑の庭	株式会社 桜花の里	H28.5.16	0187-49-6227	32人
10	駒草の郷短期入所生活介護事業所(空床利用型)	社会福祉法人 こまくさ苑	H25.7.1	0187-42-8577	—

(8) 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H15.4.1	0187-58-0112
2	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市	H17.9.20	0187-47-3211

(9) 特定施設入居者生活介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	さわやか桜館	株式会社 さわやか倶楽部	H19.7.9	0187-52-0003	80人

(10) 居宅介護支援

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	仙北市社会福祉協議会 角館ケアマネステーション	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H17.9.20	0187-54-2493
2	居宅介護支援事業所県南	有限会社 県南ケアシステム	H18.3.1	0187-54-2215
3	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ケアマネステーション	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H17.9.20	0187-43-1318
4	ケアマネステーションささえ愛	株式会社 チームささえ愛	H27.5.1	0187-42-8666
5	ケアプランもとまち	株式会社 東北ライフケア	H23.4.1	0187-52-4627
6	仙北市社会福祉協議会 西木ケアマネステーション	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H17.9.20	0187-48-2940
7	清流苑居宅介護支援センター	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2101
8	かくのだて介護相談室	秋田すまいる計画 株式会社	H26.2.15	0187-42-8217
9	介護相談室笑みゅ	株式会社笑みゅ	H29.3.1	0187-54-4535

2. 地域密着型サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	サポートハウス仙北	有限会社福寿	H24.3.1	0187-52-1001	29人
2	ピュアののはな	特定非営利活動 法人NP0のはな	H23.12.1	0187-52-4055	29人

(2) 看護小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	ケアライフ心都	有限会社福寿	H27.3.15	0187-49-6177	29人

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	グループホーム花みづき	有限会社白岩の郷	H15.11.1	0187-55-5272	18人
2	グループホームたんぽぽ	有限会社たんぽぽ	H14.8.1	0187-52-2540	9人
3	グループホーム優優	有限会社 生保内福祉会	H16.2.15	0187-43-3077	18人
4	認知症対応型共同生活介護事業所田沢の家	社会福祉法人 こまくさ苑	H18.2.15	0187-43-9004	18人
5	グループホームふれあい	株式会社大曲仙北 介護支援事業所	H17.9.1	0187-44-3037	18人
6	ピアホームかたくりの里	社会福祉法人 県南ふくし会	H15.11.1	0187-58-2066	9人
7	グループホームひまわり	有限会社白岩の郷	H28.11.1	0187-42-8671	9人
8	グループホーム角館	有限会社福寿	H29.2.1	0187-49-6636	18人
9	グループホームふれあいの家	株式会社大曲仙北 介護支援事業所	R3.10.1	0187-44-3877	9人
10	グループホーム笑んむすび	笑んむすび 株式会社	R4.3.30	0187-49-6080	9人

(4) 地域密着型介護老人福祉施設

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設駒草の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H25.7.1	0187-42-8577	29人

3. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	施設名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	特別養護老人ホームかくのだて桜苑	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H23.4.1	0187-54-3055	62人
2	特別養護老人ホームたざわこ清眺苑	社会福祉法人 県南ふくし会	H21.4.1	0187-43-9001	70人
3	特別養護老人ホーム清流苑	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2100	50人

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

No.	施設名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H15.4.1	0187-58-0112	100人
2	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市	H17.9.20	0187-47-3211	100人

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防支援事業所

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	仙北市包括支援センター	仙北市	H18.4.1	0187-43-2283

(2) 生活支援サービス事業訪問型サービス（第1号訪問事業）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	たんぼぼ	有限会社たんぼぼ	H14.8.1	0187-52-2540
2	仙北市社会福祉協議会ヘルパーステーション	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H17.9.20	0187-54-2493
3	県南訪問介護事業所	有限会社 県南ケアシステム	H12.4.1	0187-52-1280
4	角館観光タクシー株式会社	角館観光タクシー 株式会社	H16.12.15	0187-54-1144
5	ほのか訪問介護事業所	株式会社ほのか	H19.1.1	0187-49-6153

(3) 介護予防訪問入浴介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	県南入浴サービス	有限会社 県南ケアシステム	H18.10.15	0187-52-1280

(4) 介護予防訪問リハビリテーション

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	—	0187-58-0112

※掲載以外の医療機関・介護老人保健施設でも行っている場合があります。

(5) 生活支援サービス事業通所型サービス（第1号通所事業）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	デイサービス若杉	有限会社 県南ケアシステム	H18.3.1	0187-52-2600
2	デイホームたんぽぽ	有限会社たんぽぽ	H19.4.15	0187-52-2540
3	デイサービス角館さくらくら	社会福祉法人 県南ふくし会	H16.10.1	0187-55-1117
4	デイサービスふるさと通所介護事業所	デイサービスふるさと 株式会社	H19.6.1	0187-44-3453
5	田沢湖デイサービスセンター	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H22.7.1	0187-44-2700
6	デイサービスセンターささえ愛	株式会社 チームささえ愛	H27.5.1	0187-42-8666
7	デイサービスセンターまごの手	合同会社豊榮	H27.7.1	0187-49-6252
8	デイサービスもとまち	株式会社 東北ライフケア	H23.4.1	0187-52-4611
9	ハッピーデイ西木	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2102
10	にこにこリハビリデイサービス角館る〜む	有限会社729	H27.9.1	0187-42-8127
11	デイサービスセンター木のした	株式会社 Support-you	H27.1.15	0187-42-8630
12	デイサービスセンター花笑の庭	株式会社 桜花の里	H28.5.16	0187-49-6227
13	コンパスウォーク神代	株式会社 藤井工務店	R3.8.1	0187-42-8307
14	コンパスウォーク角館	株式会社 八柳	R5.1.1	0187-49-6653

(6) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H15.4.1	0187-58-0112

(7) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H23.4.1	0187-54-3055
2	ショートステイ若杉	有限会社 県南ケアシステム	H17.9.5	0187-52-2600
3	さわやか桜館	株式会社 さわやか倶楽部	H19.8.10	0187-52-0003
4	たざわこ清眺苑短期入所	社会福祉法人 県南ふくし会	H21.4.1	0187-43-9001
5	ショートステイひだまり	有限会社菅原	H17.12.15	0187-46-2870
6	ショートステイ田沢湖	株式会社 オフィスレイ	H21.12.1	0187-43-3233

7	ショートステイもともち	株式会社 東北ライフケア	H23.1.15	0187-52-4611
8	特別養護老人ホーム清流苑	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2100
9	ショートステイセンター花笑の庭	株式会社 Support-you	H28.5.16	0187-49-6227

(8) 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	介護老人保健施設田沢の郷	社会福祉法人 こまくさ苑	H15.4.1	0187-58-0112
2	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市	H17.9.20	0187-47-3211

(9) 介護予防特定施設入居者生活介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	さわやか桜館	株式会社 さわやか倶楽部	H19.7.9	0187-52-0003

5. 地域密着型介護予防サービス

(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	サポートハウス仙北	有限会社福寿	H24.3.1	0187-52-1001
2	ピュアののはな	特定非営利活動 法人NP0のはな	H23.12.1	0187-52-4055

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No.	事業所名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号
1	グループホーム花みづき	有限会社白岩の郷	H15.11.1	0187-55-5272
2	グループホームたんぽぽ	有限会社たんぽぽ	H14.8.1	0187-52-2540
3	グループホーム優優	有限会社 生保内福祉会	H16.2.15	0187-43-3077
4	認知症対応型共同生活介護事業所田沢の家	社会福祉法人 こまくさ苑	H18.2.15	0187-43-9004
5	グループホームふれあい	株式会社大曲仙北 介護支援事業所	H17.9.1	0187-44-3037
6	ピアホームかたくりの里	社会福祉法人 県南ふくし会	H15.11.1	0187-58-2066
7	グループホームひまわり	有限会社白岩の郷	H28.11.1	0187-42-8671
8	グループホーム角館	有限会社福寿	H29.2.1	0187-49-6636
9	グループホームふれあいの家	株式会社大曲仙北 介護支援事業所	R3.10.1	0187-44-3877
10	グループホーム笑んむすび	笑んむすび 株式会社	R4.3.30	0187-49-6080

6. 老人福祉施設等

(1) 養護老人ホーム

No.	施設名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	養護老人ホーム角館寿楽荘	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	H23.4.1	0187-53-2870	75人

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

No.	施設名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	ケアハウスゆっ栗館	社会福祉法人 県南ふくし会	H12.4.1	0187-58-2100	15人

(3) 有料老人ホーム

No.	施設名称	事業主体	事業開始年月日	電話番号	定員
1	さわやか桜館	株式会社 さわやか倶楽部	H19.7.1	0187-52-0003	80人
2	有料老人ホーム若杉	有限会社 県南ケアシステム	H19.9.25	0187-52-1180	24人
3	高齢者ホーム花日和	有限会社福寿	H27.3.15	0187-42-8677	9人